

朝倉市
公共施設等総合管理計画
〔改訂版〕

2016 年（平成 28 年）7 月策定

2022 年（令和 4 年）3 月改訂

目 次

第1章 はじめに	1
はじめに	1
第1節 目的	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第4節 「公共施設等」の範囲	3
第5節 全庁的な取組体制の構築及び情報処理・共有方策	5
1 施設情報の一元化	5
2 個別施設計画＜施設類型ごとの長寿命化計画＞の充実	5
3 総合的かつ計画的な管理を実現するための組織体制	5
第2章 朝倉市の人口推移	6
第1節 総人口の推移	6
第2節 年齢3区分別人口比率の推移	8
1 年少人口（0～14歳）比率	8
2 生産年齢人口（15～64歳）比率	8
3 老年人口（65歳～）比率	9
第3章 朝倉市の公共施設等の現状	10
第1節 公共施設	10
1 施設の保有状況	10
2 築年別整備状況	11
3 課題	13
第2節 インフラ資産の現状	13
第3節 公共施設の管理上の課題	13
第4章 朝倉市の財政の現状	14
第1節 普通会計決算の推移	14
1 歳入	14
2 歳出	15
第2節 財政状況に関する考察	15
第5章 総合管理の方向	16
第1節 現状や課題に関する基本認識	16
1 多面的な役割を発揮していくことが必要	16
2 長寿命化に対応していくことが必要	16
3 人口減少時代に対応していくことが必要	17
4 生活圏の広域化に対応していくことが必要	19
第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
第3節 更新に係る経費の見込み	20

1	公共施設	21
2	道路・橋りょう・上水道・下水道	23
3	総括	26
4	公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	27
5	過去に行った対策	28
6	公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率の推移	29
第4節	適正管理の実施方針	30
1	点検・診断等の実施方針	30
2	維持管理・修繕・更新等の実施方針	30
3	安全確保の実施方針	30
4	耐震化の実施方針	30
5	長寿命化の実施方針	30
6	統廃合や廃止の実施方針	31
7	ユニバーサルデザイン化の実施方針	31
8	取組体制	31
第6章	施設類型ごとの基本方針	32
第1節	公共施設	32
1	庁舎（行政系施設）	32
2	消防施設・その他行政施設（行政系施設）	34
3	小・中学校等（学校教育系施設）	35
4	その他教育施設（学校教育系施設）	37
5	総合市民センター等（社会教育系施設・市民文化系施設）	38
6	スポーツ施設・公園内構造物（スポーツ・レクリエーション系施設・公園）	39
7	医療・保健・福祉・子育て支援施設（医療施設、保健・福祉施設、子育て支援施設）	40
8	農林業関係施設（産業系施設）	42
9	公営住宅	43
10	汚泥再生処理施設・し尿中継所（供給処理施設）	44
11	その他施設（その他）	45
第2節	道路・橋りょう	46
第3節	上水道	46
第4節	下水道	46
第7章	フォローアップの方針	46
第1節	計画の進行管理	46
第2節	市民ニーズの把握と市民への情報提供	46

第1章 はじめに

はじめに

朝倉市（以下「本市」という。）は、これまで「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」の将来都市像のもと、厳しさを増す財政状況の中でも、継続的な行財政改革を実行しつつ、その時々々の社会経済情勢に応じた施策を展開する中で、時代の変化に対応した市民サービスの提供を目指したまちづくりを推進してきました。

2017年（平成29年）7月の九州北部豪雨は市内の各地で記録的な雨量となり、住宅をはじめ公共施設や道路等インフラの生活基盤施設等が多数被害を受けました。本市では同年度末に「朝倉市復興計画」を策定し、これまで復旧・復興事業を進めてきています。

一方で、本市を取り巻く課題としては、人口減少・少子高齢化への対応があり、人口を基礎とする地方公共団体においては、社会保障関係経費の増大等、行政経営にとって極めて厳しい事象に直面しています。

災害による復旧・復興事業に加え、整備が必要な公共施設への対応も必要となってきました。限られた財源の中で、これらの公共施設を有効活用し、効率的な施設の維持管理、更新に努めていくことはまちづくりにつながる重要な取組です。

本市では、2013年（平成25年）11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」、2014年（平成26年）4月に総務省から発出された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の通知及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、2016年（平成28年）7月に「朝倉市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定し、これまで本市が取り組んできた公共施設及び、インフラ系施設等に関する老朽化対策の基本的な考え方や取組の方向性を公表しています。

今回の本計画の改訂は、国の2018年（平成30年）2月「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」の通知及び2021年（令和3年）1月「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を踏まえて、内容を見直したものとなっています。

また、本計画の推進にあたっては、地方公会計制度改革の取組との連携を図り、進めていきます。

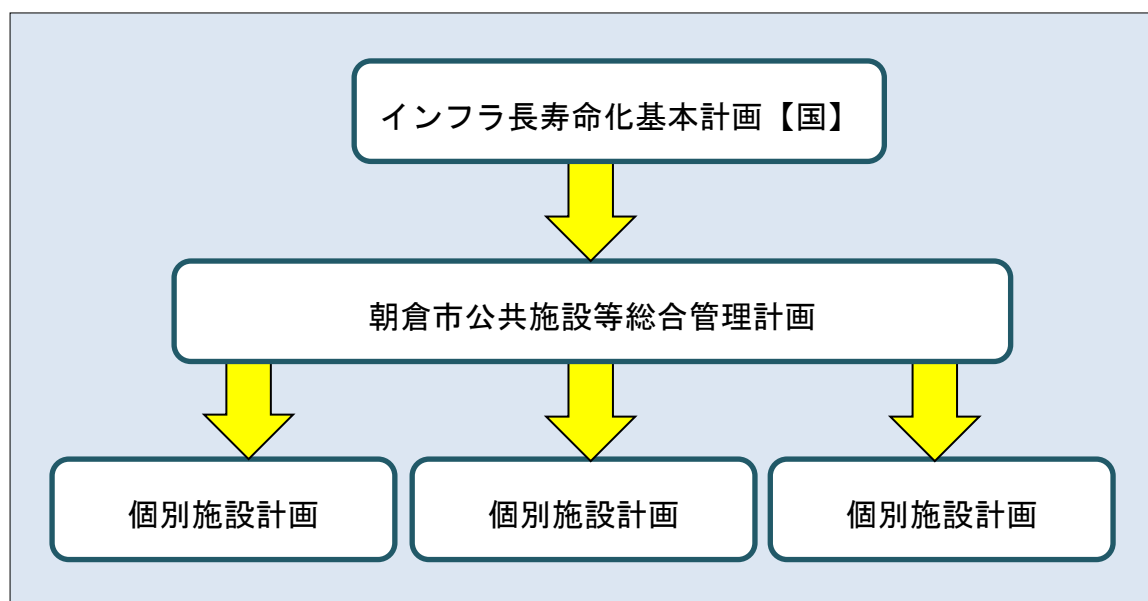
第1節 目的

本計画は、本市が保有する資産のうち、公共建築物及びインフラ系の公共施設について、その現状や課題などを踏まえ適正な管理を推進することにより、将来のまちづくりを持続可能なものとするための適切な資産改革と資産経営のもとで、公共施設の建替えや長寿命化、老朽化対策、耐震改修などを実行するにあたっての基本的な考え方や取組の方向性を示すことを目的とします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、2013年（平成25年）11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する行動計画です。

また、本計画は、将来のまちづくりを展望する中で、老朽化が進む公共施設の適正な機能の確保や、効率的な管理運営を実現するための基本的な考え方と取組の方向性を示すものです。個別の施設を対象として策定されている「朝倉市公営住宅等長寿命化計画」や「朝倉市橋梁長寿命化修繕計画」等の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置付け、本計画の方針との整合性や計画の実現可能性を検証することとします。また今後、本計画を基本として個別施設計画の策定及び改訂を行います。



第3節 計画期間

計画期間は2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間とします。

なお、将来の施設更新費用の推計は、2021年度（令和3年度）から40年後である2060年度（令和42年度）まで行い、長期的な見込みを展望します。

第4節 「公共施設等」の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、公共施設のほか、道路、橋りょう、上水道、下水道等のうち、本市が保有する構造物とします。

なお、公共施設の分類・整理は、一般的には機能別、棟別として記載されます。例えば、一つの施設である中学校の場合、校舎1、校舎2、体育館、給食室等の数棟で構成されています。したがって、施設名は△△中学校、棟別名称は校舎1とし、調査及び内容の記載は棟別に行われます。



■対象とする施設分類例（機能別分類）■

会計名	大分類	中分類	施設名称例
普 通 会 計	市民文化系施設	集会施設	● 市民ホール ● コミュニティセンター ● 公民館 ● 市民の家 ● 青年の家
		文化施設	● 市民会館 ● 市民文化センター
	社会教育系施設	図書館	● 中央図書館 ● 地域図書館・図書館分室
		博物館等	● 博物館、郷土資料館 ● 美術館 ● プラネタリウム ● 社会教育センター
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	● 市民体育館 ● 市民プール ● 武道館 ● サッカー場 ● テニスコート ● 野球場
			● キャンプ場 ● 少年自然の家 ● 観光センター
		保養施設	● 保養施設
		産業系施設	● 労働会館・勤労会館 ● 産業文化センター ● 産業復興センター
		学校教育系施設	● 小学校 ● 中学校 ● 特別支援学校 ● 高等学校
	子育て支援施設	その他教育施設	● 総合教育センター ● 給食センター
		幼児・児童施設	● 幼稚園 ● 保育所 ● こども園 ● 児童館・児童センター、こどもの家 ● 地域子どもの家 ● 子育て支援センター ● 放課後児童クラブ・学童保育所・児童会
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	● 老人福祉センター ● デイサービスセンター ● 生きがい活動センター ● 地域包括支援センター ● 老人憩いの家
		障害福祉施設	● 障害者総合支援センター ● デイサービスセンター
		児童福祉施設	● 児童養護施設 ● 母子生活支援施設
		保健施設	● 保健会館 ● 保健所
		その他社会保険施設	● 福祉会館
	医療施設	医療施設	● 診療所
	行政系施設	庁舎等	● 庁舎 ● 支所 ● 市民の窓口
		消防施設	● 消防署 ● 分署・分遣所・出張所
		その他行政施設	● 環境センター ● 清掃事務所 ● 備蓄倉庫 ● 防災センター
	公営住宅	公営住宅	● 公営住宅
	公園	公園	● 管理棟 ● 倉庫、便所
	供給処理施設	供給処理施設	● ごみ処理場・クリーンセンター ● 浄化センター ● 地域冷暖房施設
	その他	その他	● 駐車場、駐輪場 ● 斎場、墓苑 ● 公衆便所 ● 卸売市場、共同販売所 ● 職員住宅、寮
上水道会計	上水道施設	上水道施設	● 浄水処理場 ● 配水場
下水道会計	下水道施設	下水道施設	● 下水処理施設
病院会計	医療施設	医療施設	● 市民病院

（資料）一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様」より抜粋

第5節 全庁的な取組体制の構築及び情報処理・共有方策

1 施設情報の一元化

施設の維持管理費や稼働率等の情報は、公共施設管理を推進する上で重要な基礎データです。

しかし、本市が管理している「財産台帳」は建物の構造や面積等必要最小限の情報のみであり、維持管理コストや利用者数等の情報については各施設所管課が管理しているため、全庁的な現況の把握が難しくなっています。このため、施設に関する様々な情報を一元化する必要があります。

2 個別施設計画＜施設類型ごとの長寿命化計画＞の充実

各施設類型について、予防保全型維持管理の考え方を前提とし、中長期的な予算管理に資するよう点検・診断結果内容も含めて蓄積された情報を基に、概算費用の算定や整備方針を明記する個別の長寿命化計画を策定しました。

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る上では、点検・診断等の結果を踏まえ、施設類型ごとの対応方針を定める計画の内容を充実し、計画的に投資していくことが重要です。

ただし、以下の①～③に該当する施設については、各管理者等の主体的な判断に委ねます。

- ①利用者や第三者に被害を及ぼす等の重大な事故につながる可能性が極めて低い施設
- ②施設規模が小さく、老朽化対策によるライフサイクルコストの縮減効果が限定的な施設
- ③主として消耗品で構成されている施設

3 総合的かつ計画的な管理を実現するための組織体制

各所管課が連携し、総合的な視点で計画を推進する体制を整備します。その際、関係各課がアイデアを出し合い共有化する等、庁内のノウハウを一元化します。

第2章 朝倉市の人口推移

第1節 総人口の推移

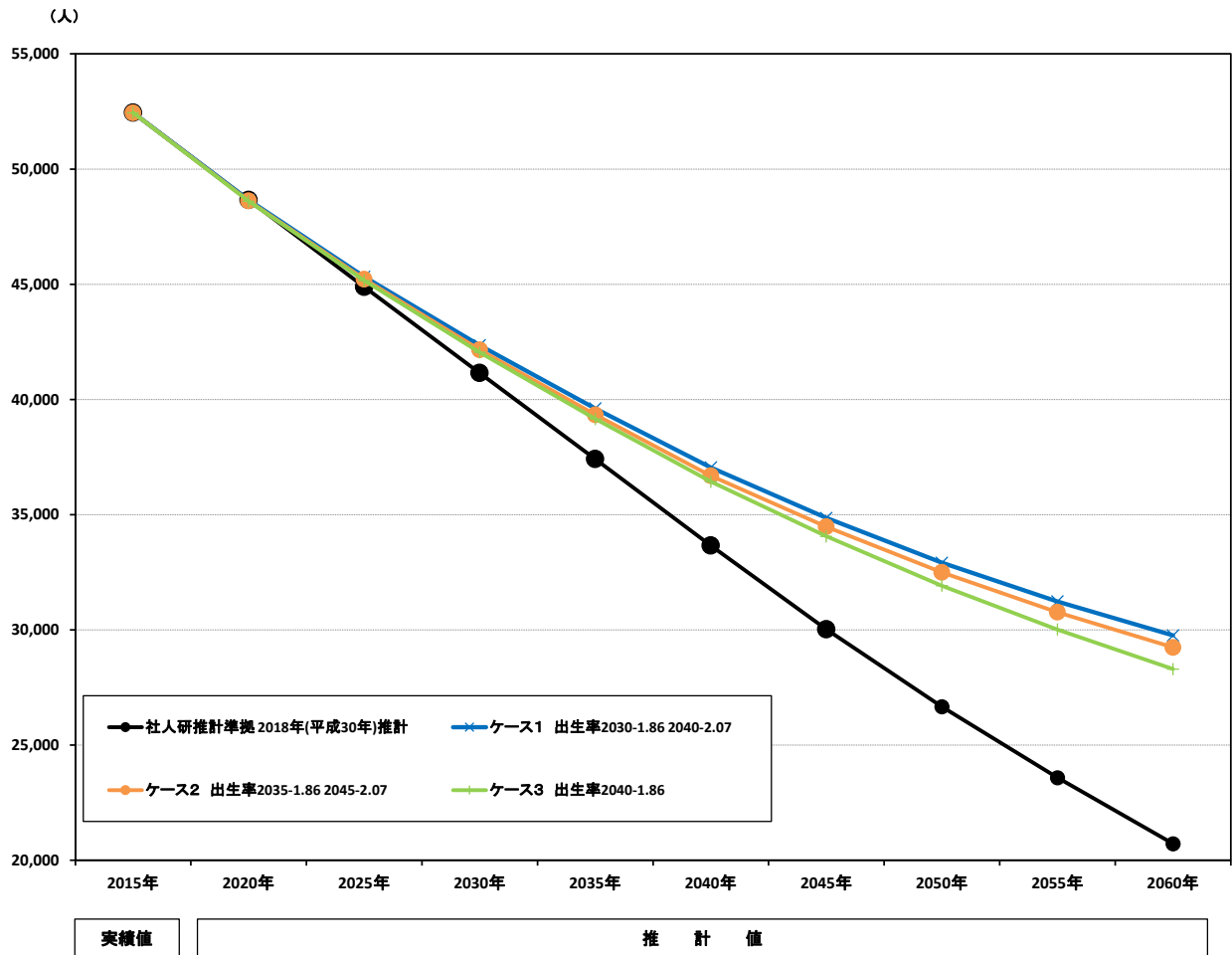
本市の将来人口について、朝倉市人口ビジョン（令和2年3月改定版）においては、市民の希望の実現性を前提とし、国の長期ビジョンと同様に2060年（令和42年）までを展望しています。

人口を展望するにあたっては、自然増減については市民が希望する出生率1.86及び人口が超長期に均衡する出生率2.07の達成年を3つのケースで設定しています。また、社会増減については人口移動の均衡年を2045年（令和27年）に設定し推計しています。

ケース	出生率1.86の達成年	出生率2.07の達成年	人口移動の均衡年
1	2030年(令和12年)	2040年(令和22年)	2045年(令和27年)
2	2035年(令和17年)	2045年(令和27年)	2045年(令和27年)
3	2040年(令和22年)	出生率1.86で推移	2045年(令和27年)

これらの前提により、本市の将来人口を展望すると、2030年（令和12年）には、約42,000人～42,300人、その後人口減少は緩やかになりながらも継続し、2060年（令和42年）には、約28,300人～29,800人になると推計されています。

■朝倉市人口の将来展望■



(単位:人)

		実績値		推 計 値								
		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研推計準拠 2018年(平成30年)推計		56,353	52,444	48,659	44,888	41,150	37,411	33,658	30,016	26,661	23,584	20,716
ケース1 出生率2030-1.86 2040-2.07	人口移動 2045均衡			48,660	45,324	42,349	39,608	37,045	34,857	32,911	31,231	29,757
ケース2 出生率2035-1.86 2045-2.07				48,622	45,221	42,159	39,337	36,690	34,476	32,494	30,766	29,240
ケース3 出生率2040-1.86				48,600	45,160	42,045	39,158	36,432	34,059	31,913	30,014	28,297

(資料)朝倉市人口ビジョン令和2年3月改定版

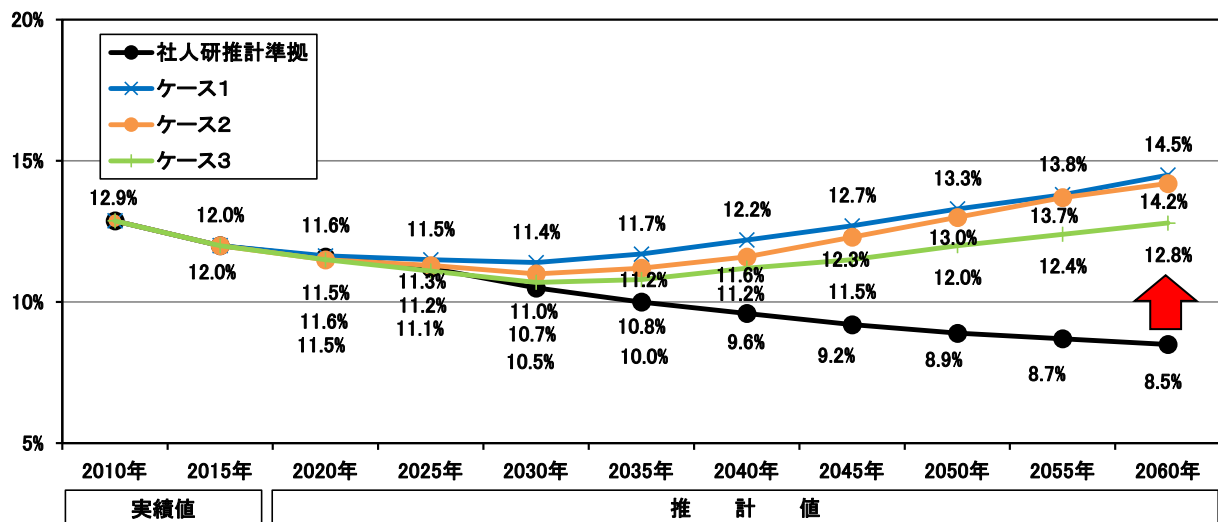
※「社人研」：国立社会保障・人口問題研究所の略称で、厚生労働省の施設等機関。人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

第2節 年齢3区分別人口比率の推移

1 年少人口（0～14歳）比率

年少人口比率は、2030年（令和12年）には10.7%～11.4%、2060年（令和42年）には、12.8%～14.5%になると推計されています。

■年少人口比率の長期推計■

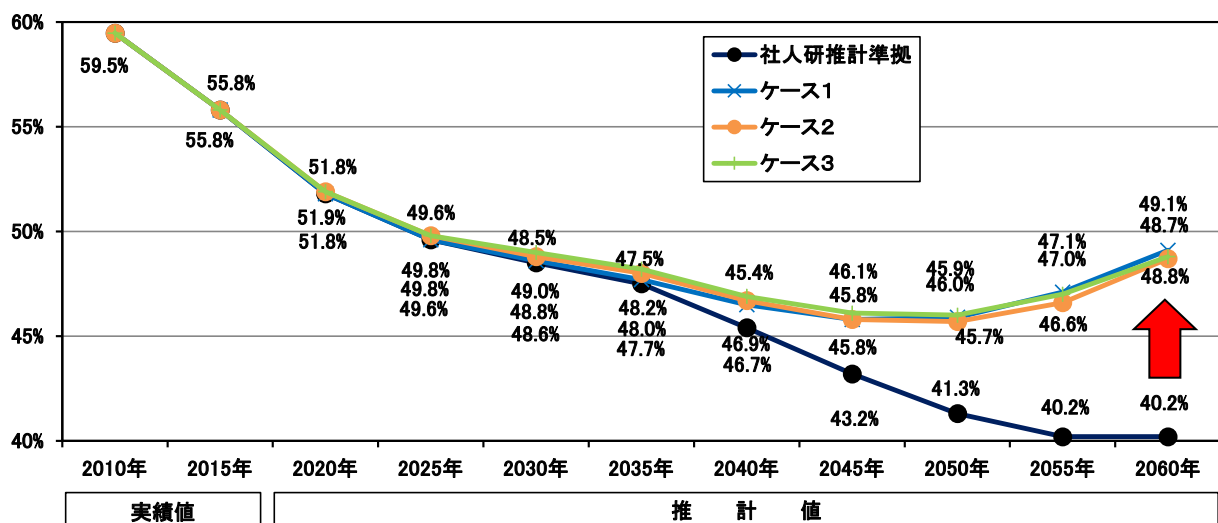


（資料）朝倉市人口ビジョン令和2年3月改定版

2 生産年齢人口（15～64歳）比率

生産年齢人口比率は、2030年（令和12年）には48.6%～49.0%、2060年（令和42年）には、48.7%～49.1%になると推計されています。

■生産年齢人口比率の長期推計■

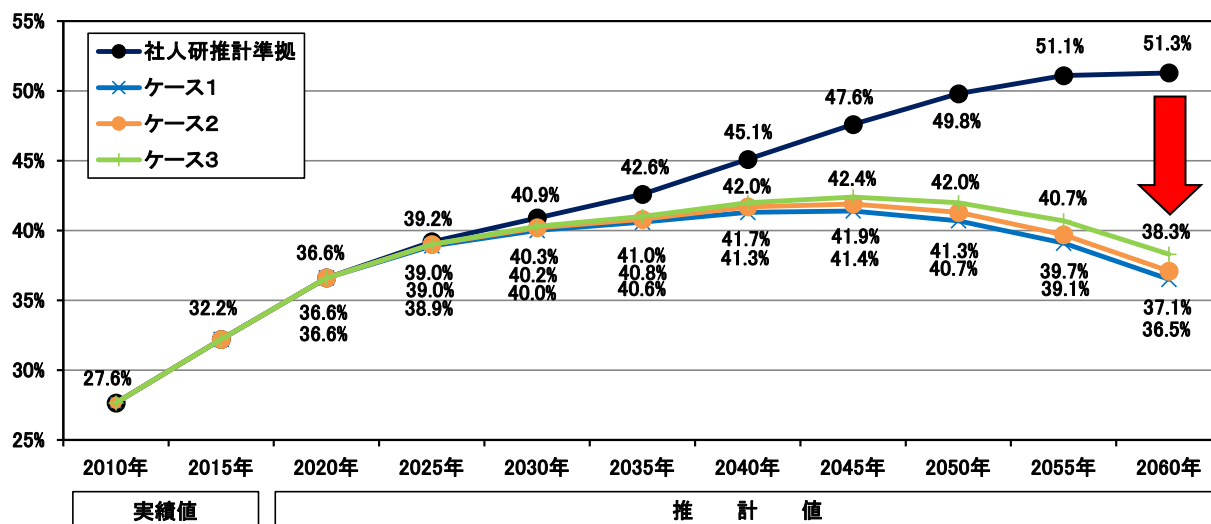


（資料）朝倉市人口ビジョン令和2年3月改定版

3 老年人口（65 歳～）比率

老年人口比率は、2030 年（令和 12 年）には 40.0%～40.3%、2060 年（令和 42 年）には、36.5%～38.3%になると推計されています。

■ 老年人口比率の長期推計 ■



(資料) 朝倉市人口ビジョン令和2年3月改定版

第3章 朝倉市の公共施設等の現状

本市の2020年（令和2年）3月末現在の公共施設等の概況は以下のとおりです。

第1節 公共施設

1 施設の保有状況

本計画が対象とする施設数は、2020年（令和2年）3月末固定資産台帳調査時点で662施設、総延床面積は274,106㎡になり、市民一人当たりでは5.22㎡（※）となっています。

施設分類別としては、学校教育系施設（111,223㎡、40.6%）が最も多く、次いで公営住宅（48,981㎡、17.9%）となっており、この2つの分類だけで全体の約58.5%となっています。

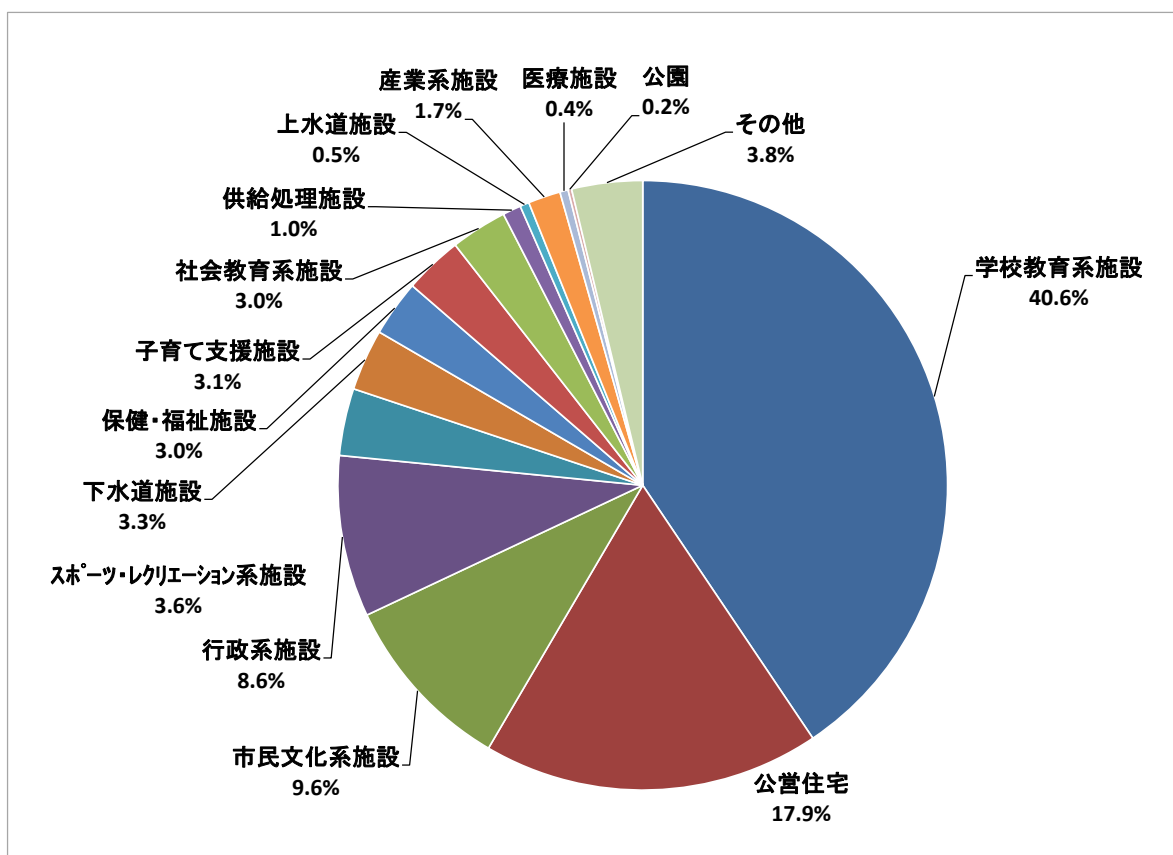
※市民一人当たり面積の算定にあたっては、2020年（令和2年）3月31日時点の住民基本台帳人口（52,533人）を使用。

■分類ごとの施設数、総延床面積、割合（2020年（令和2年）3月末固定資産台帳調査時点）■

施設大分類	施設数	建物総延床面積（単位：㎡）	割合
学校教育系施設	232	111,223	40.6%
公営住宅	77	48,981	17.9%
市民文化系施設	43	26,190	9.6%
行政系施設	57	23,478	8.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	32	9,764	3.6%
下水道施設	21	8,931	3.3%
保健・福祉施設	17	8,151	3.0%
子育て支援施設	29	8,483	3.1%
社会教育系施設	38	8,202	3.0%
供給処理施設	2	2,661	1.0%
上水道施設	14	1,337	0.5%
産業系施設	45	4,700	1.7%
医療施設	3	1,203	0.4%
公園	26	521	0.2%
その他	26	10,281	3.8%
総計	662	274,106	100.0%

（注）割合は小数点第2位以下を四捨五入していますが、端数処理の関係で、割合を合計した数値と総計が一致しない場合があります。

（資料）朝倉市調査資料を基に集計



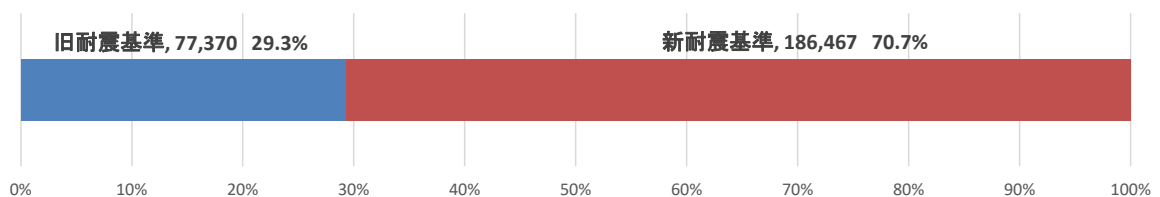
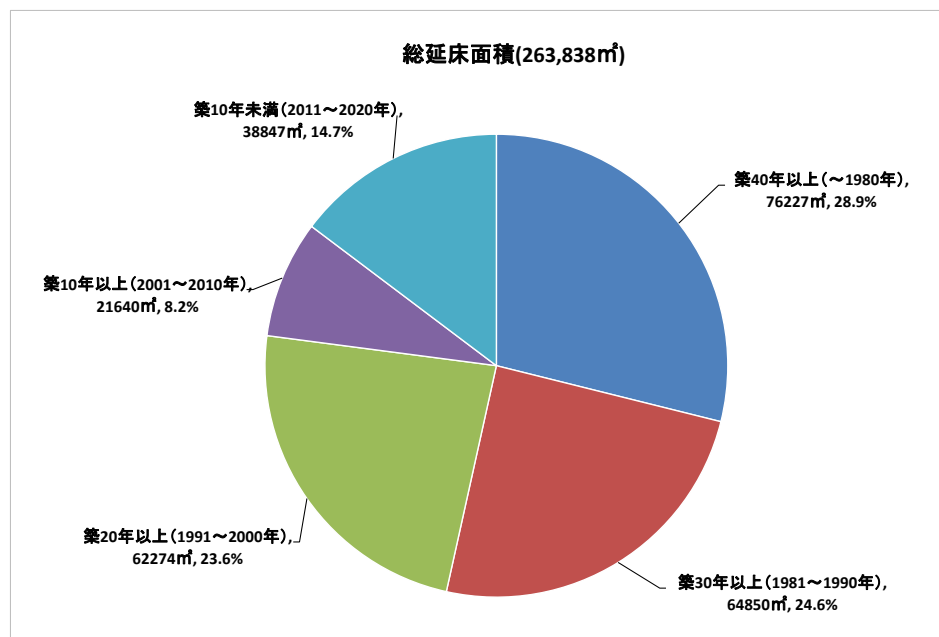
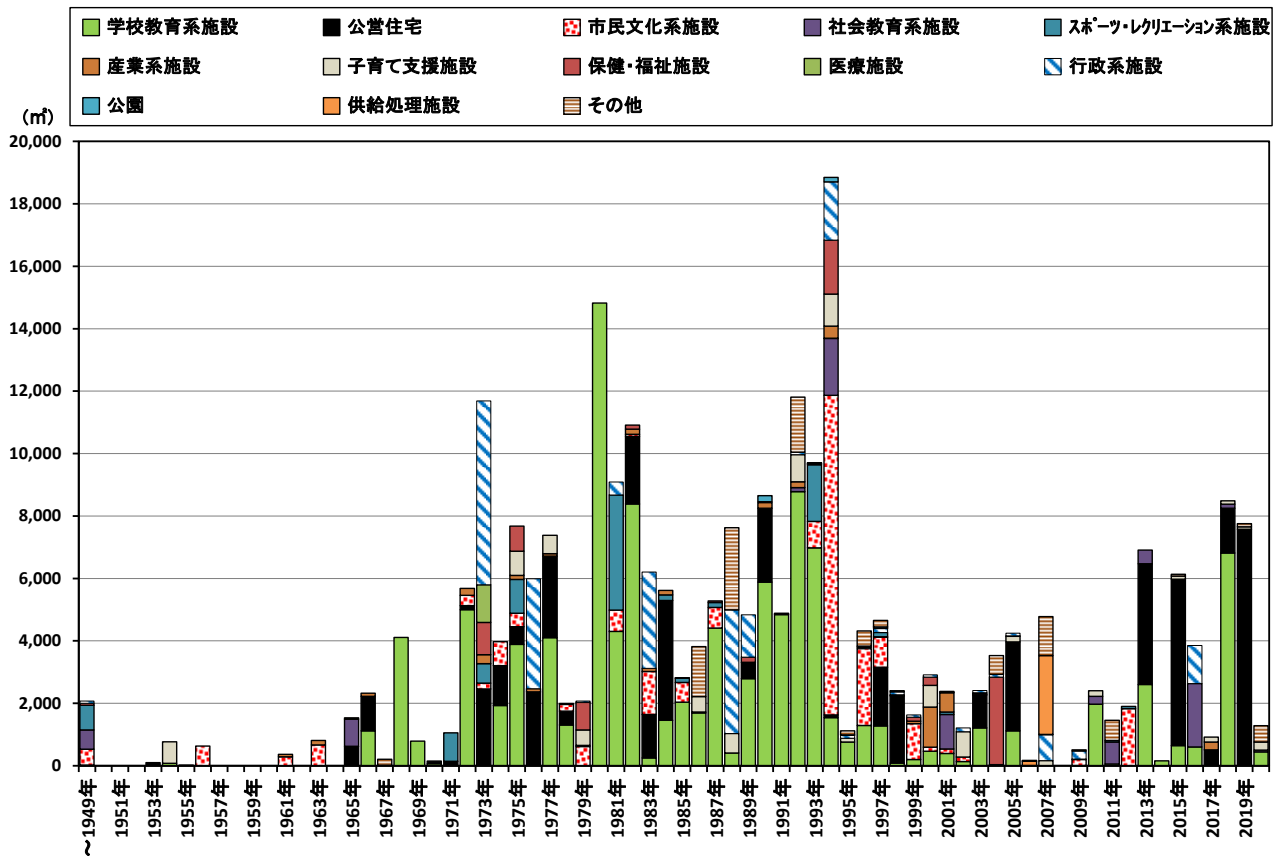
(注)割合は小数点第2位以下を四捨五入
(資料)朝倉市調査資料を基に集計

2 築年別整備状況

公共施設（上下水道施設を除く）において、建築後すでに40年を経過している施設は28.9%（総延床面積76,227 m²）、30年以上40年未満の施設は24.6%（同64,850 m²）となり、全体の53.5%（同141,077 m²）となっています。なお、20年以上30年未満の施設が23.6%（同62,274 m²）あり、20年以上の施設を合計すると77.1%（同203,351 m²）となります。

また、耐震基準においては、旧耐震基準である1981年（昭和56年）5月以前に建築された施設は全体の29.3%（総延床面積77,370 m²）となっており、本市においても耐震対策に取り組んでいます。

■ 築年別整備総延床面積 ■



(注) 上下水道施設を除く。割合は小数点第2位以下で四捨五入を行っているため、数値の合計が合わない場合があります。
(資料) 朝倉市調査資料を基に集計

3 課題

本市の公共施設の整備状況については、1973 年（昭和 48 年）から 1994 年（平成 6 年）の間に多くが建築されており、40 年経過すると老朽化が進むため、今後大規模な改修や更新の時期が 2030 年（令和 12 年）まで続くと思込まれます。昨今の厳しい財政的制約の範囲内において、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

このまま公共施設を全て保有し続けた場合の必要コストの試算は、40 年間で約 1,189 億円、年平均では約 29.7 億円となります。これは、これまでの既存更新分と新規整備分を合わせた更新費用の年平均約 10 億円と比較すると 3 倍の額となります。

第 2 節 インフラ資産の現状

本計画が対象とするインフラ資産は、道路、橋りょう、上水道、下水道とし、現状は以下のとおりです。

資産	分類	実延長（m）	面積（㎡）
道路	1 級（幹線）市道	99,724	745,815
	2 級（幹線）市道	106,480	661,416
	その他の市道	735,060	3,191,086
橋りょう	橋りょう	6,850	34,239
上水道	管路	222,600	—
下水道	管路	235,421	—

（資料）朝倉市調査資料を基に集計

第 3 節 公共施設の管理上の課題

従来の官庁会計（公会計）は、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費等の施設の管理運営にかかる費用を含めた全ての生涯費用（ライフサイクルコスト）を把握することが困難です。

さらに、供用されている各年に発生している減価償却費等の非現金支出が、資産の状況に反映されないという課題もあります。

今後は、公共施設を用いた行政サービスの提供に係る全てのコストを把握するとともに、保有する公共施設の資産状況をきちんと把握した上で、適切な維持管理を行っていく必要があります。

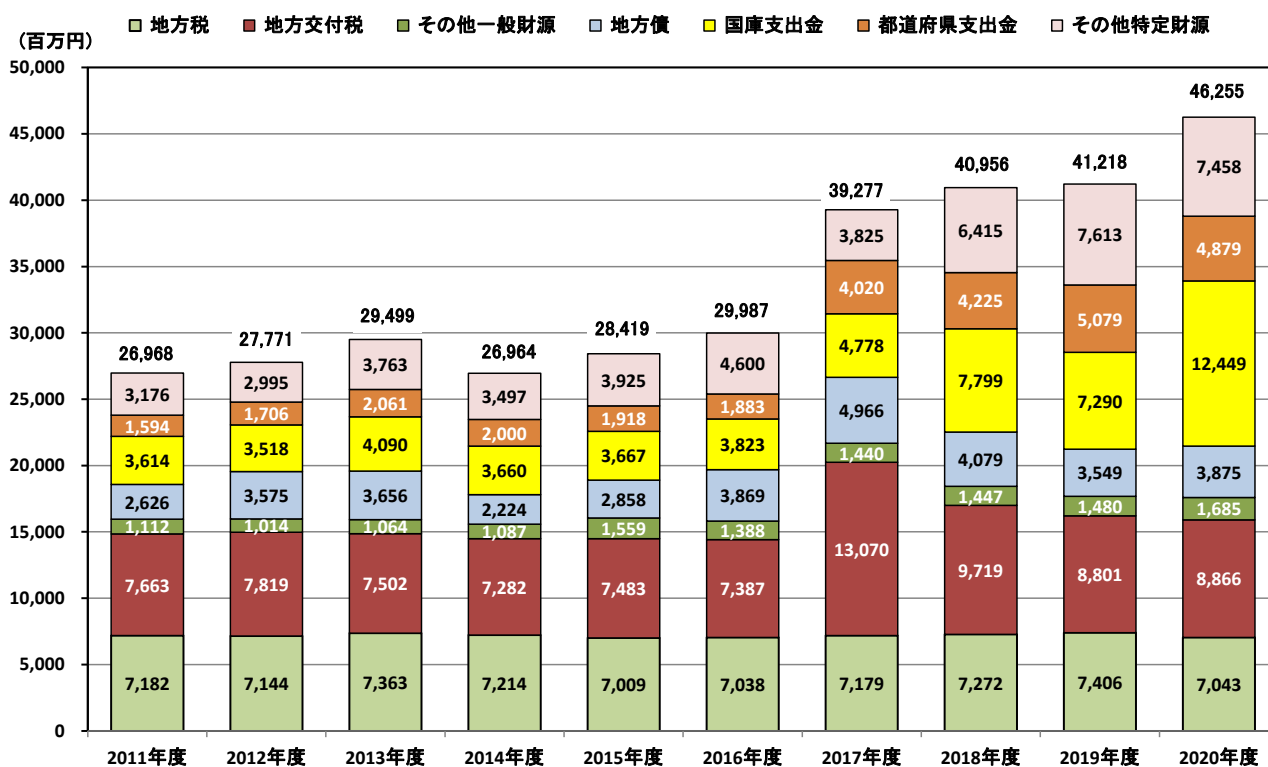
第4章 朝倉市の財政の現状

第1節 普通会計決算の推移

1 歳入

歳入総額は2011年度（平成23年度）から2016年度（平成28年度）までは約300億円弱で推移していましたが、2017年度（平成29年度）は地方交付税が増加し約390億円、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症拡大の対応として、国庫支出金が増加し約460億円となりました。

■本市普通会計における決算の推移（歳入）■



(注) 四捨五入を行っているため、数値の合計が合わない場合があります。

(資料) 朝倉市調査資料を基に集計

2 歳出

本市の歳出のうち、義務的経費である人件費は、2016年度（平成28年度）まで減少傾向にありましたが、2017年度（平成29年度）以降は増加傾向にあります。

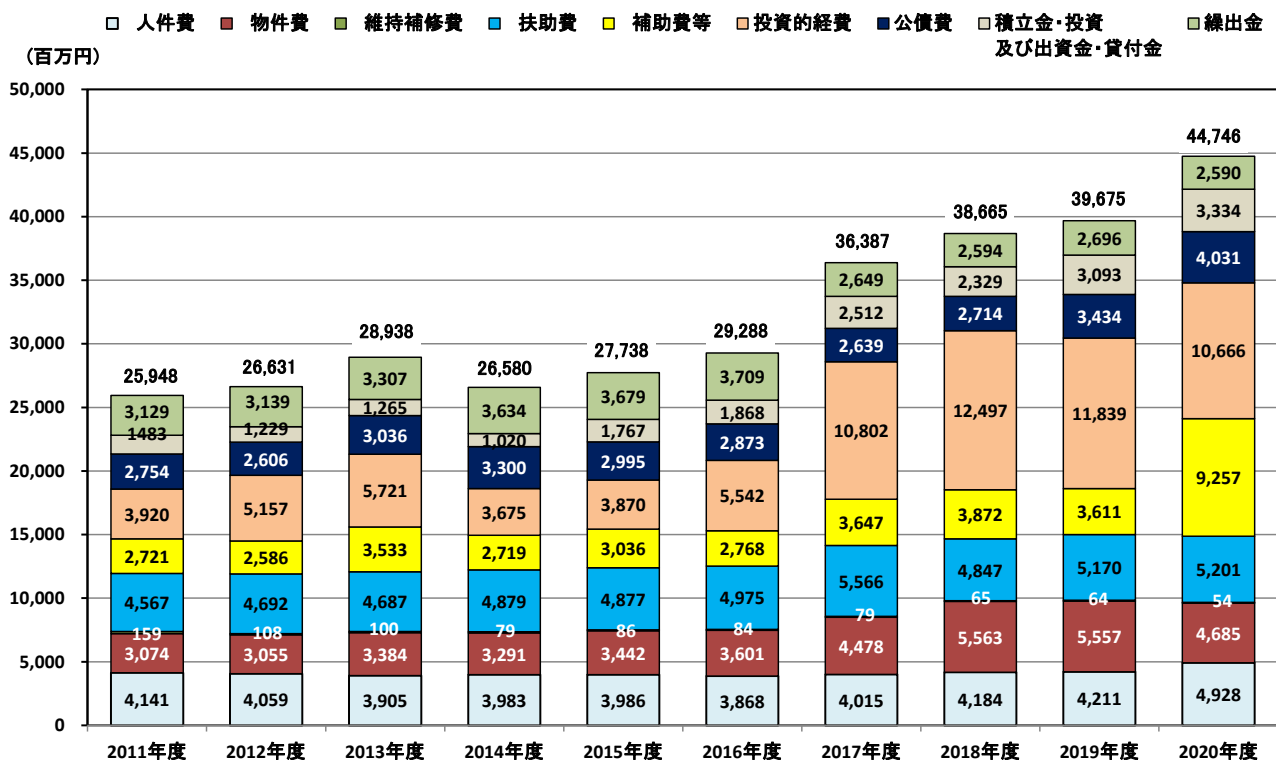
物件費は増加しており、2019年度（令和元年度）では約55億円となっています。

また、維持補修費は、減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）には約5,400万円に減少しました。

投資的経費は、豪雨災害の影響により2017年度（平成29年度）以降、2020年度（令和2年度）まで100億円を超えています。

また、補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、2020年度（令和2年度）は約92億円にまで達しました。

■本市普通会計における決算の推移（歳出）■



（注）四捨五入を行っているため、数値の合計が合わない場合があります。

（資料）朝倉市調査資料を基に集計

第2節 財政状況に関する考察

歳入面については、生産年齢人口の減少に伴い個人市民税の減少が予想されるとともに、法人市民税は企業業績の影響を大きく受けるため予想が難しく、大幅な税収増は期待できない状況です。

歳出面では、豪雨災害の影響により投資的経費が増加し、新型コロナウイルス感染症対策の影響で補助費等が極端に増加しました。今後は、突発的な歳出のみならず、人件費、扶助費等の義務的経費が増加していくと予想されます。

第5章 総合管理の方向

第1節 現状や課題に関する基本認識

1 多面的な役割を発揮していくことが必要

経済動向に左右される民間施設の運営と異なり、多くの公共施設は、災害時の避難場所としての機能、観光振興の拠点等としての機能、福祉分野におけるセーフティネット施設としての機能等、採算性や効率性等に関係なく、維持・管理をしていかなければならない公的な性質を持っています。

このことから、公共施設は多面的、多目的な機能が発揮できることについても検討します。

2 長寿命化に対応していくことが必要

一般に、RC造の建造物の更新時期は50年、木造は30年といわれています。また、1981年（昭和56年）の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建築された公共施設の更新も課題となっています。

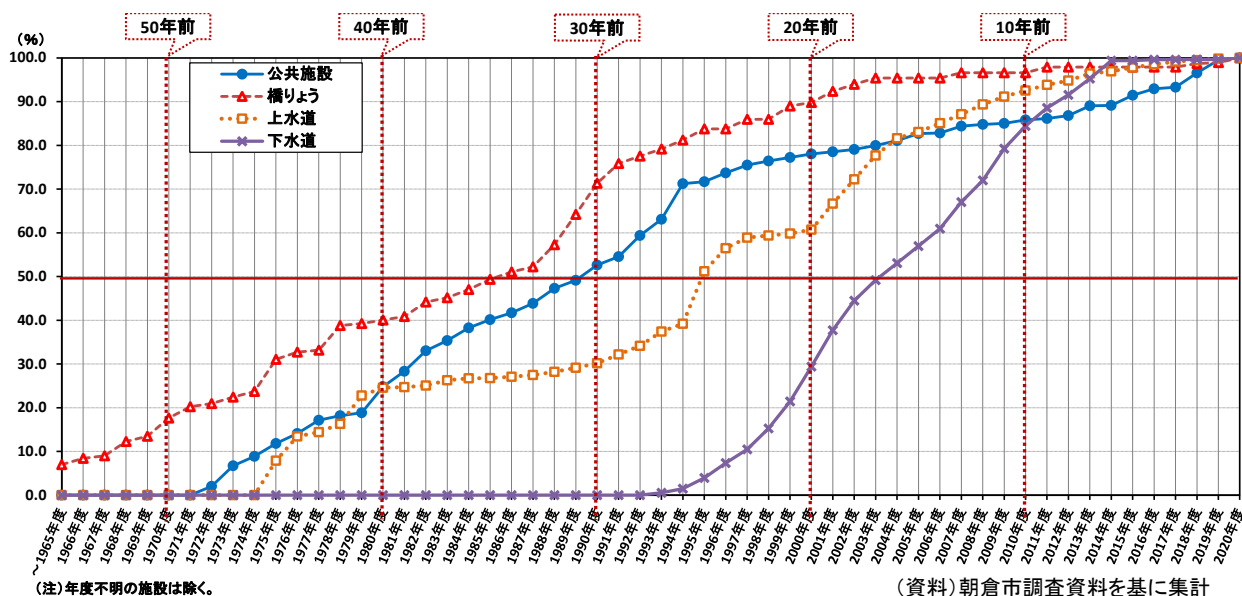
さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本市では、現有する公共施設の3割近くが1981年（昭和56年）以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修を行っていない施設も多く存在します。また、上水道は1971年度（昭和46年度）から設置が始まり、設置後20年以上経過している割合も高くなっています。加えて、下水道は1993年度（平成5年度）に設置が始まったことから、順次に設置後20年を経過するようになります。

こうしたことから、インフラについても長寿命化することが必要です。

財源に限りがある中においては、長期的な観点で新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図っていきます。

■建設・設置年度別累積構成比■



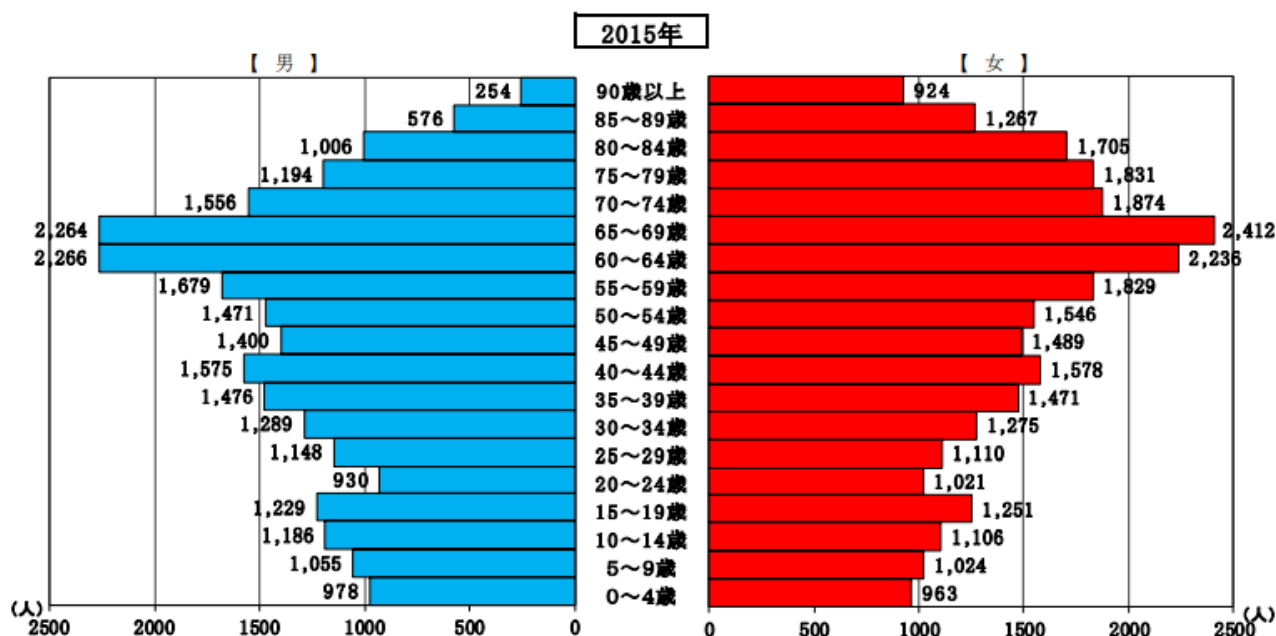
3 人口減少時代に対応していくことが必要

本市の人口は、1980年（昭和55年）の国勢調査時の64,623人から、1985年（昭和60年）に65,128人に増加しましたが、それ以降減少に転じ、2020年（令和2年）には、50,273人となっています。

わが国全体が人口減少時代を迎える中、本市の人口は今後も減少傾向で推移し、朝倉市人口ビジョンでは、2040年（令和22年）には、約36,400人～37,000人、その後も人口減少は緩やかになりながら継続し、2060年（令和42年）には、約28,300人～29,800人となることが推計されます。

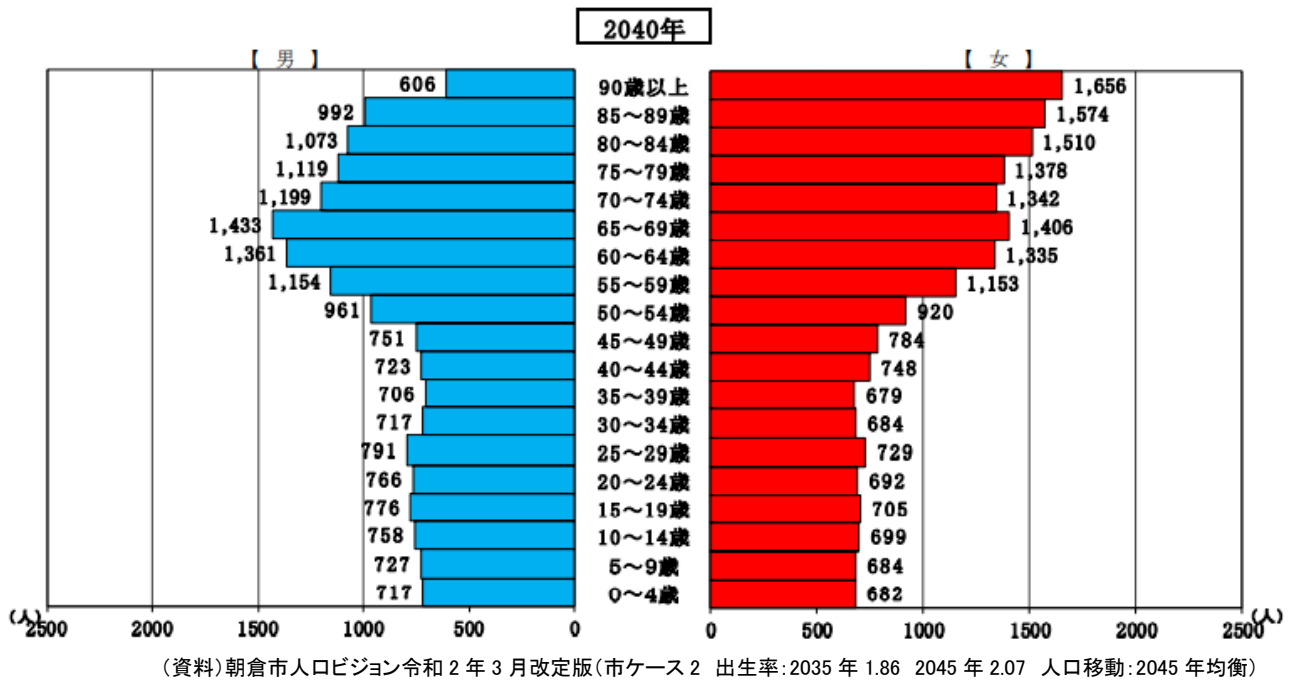
今後も人口の規模や年齢構成に応じて、まちづくりの観点から公共施設のあり方について検討していきます。

■人口ピラミッド（2015年）■

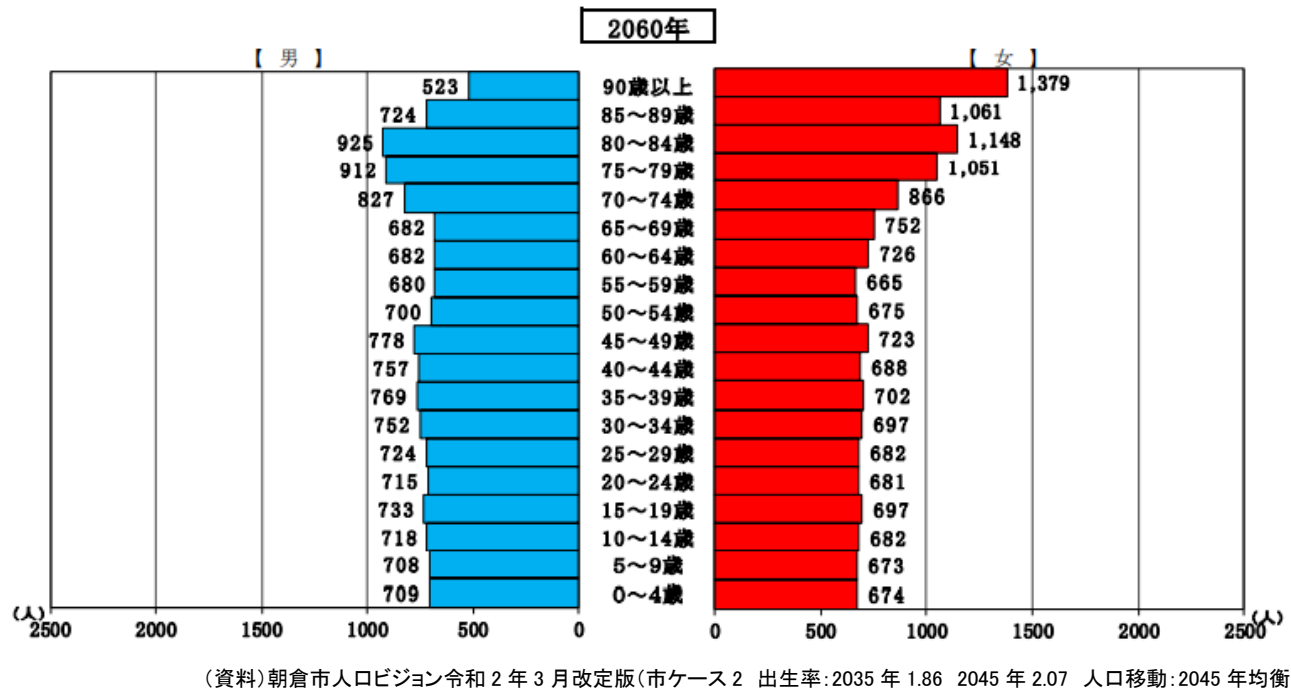


（資料）朝倉市人口ビジョン令和2年3月改定版

■人口ピラミッド（2040 年）■



■人口ピラミッド（2060 年）■



4 生活圏の広域化に対応していくことが必要

市町村は基本的に運営する財源で、そこに住む住民を対象に、その市町村域内の公共施設等を建設・維持管理しています。道路は他地域の人々も利用し、流入することが地域振興につながるため、市町村が建設・維持管理する合理的な理由があります。

しかし、人口減少時代を迎えるとともに、交通網の整備や情報通信手段の急速な発達・普及によって住民の生活圏が一層広域化する中では、全ての住民ニーズに自市町村だけで対応していくことが難しくなるとともに、複数の市町村でお互いに足りないものを補完しあうことの必要性が高まっています。

このため、公共施設等はその更新にあたり、自市町村住民以外の利用も想定し、広域連携による運営を柔軟に検討していきます。

第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

これまでの対症的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換し、施設の劣化が進行する前に、計画的な維持管理（予防保全）を実施していくことで、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを削減します。

そのため、既存の施設の保全・活用を図るとともに、施設機能に着目した工夫ある管理・整備手法を導入し、施設の分散したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のあるしくみの構築に取り組みます。

必要な対策の検討にあたっては、市民ニーズや、環境問題・ユニバーサルデザイン等の社会的要請に対応した施設整備・運営管理を行うとともに、将来的なまちづくりの方向性や他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性をはじめ対策の内容や時期等を検討します。

第3節 更新に係る経費の見込み

市町村の公共施設等総合管理計画の策定に向けて、一般財団法人地域総合整備財団が「公共施設等更新費用試算ソフト」を作成し、総務省が活用を推奨しています。

このソフトを用いて算定した本市の公共施設等の更新に係る経費の見込みは以下のとおりです。

■試算の前提■

- ◇ このソフトは、将来の財政運営の参考にするため、将来の公共施設等の更新費用を便宜的に推計できるよう開発されたもので、公共施設等の延床面積（インフラは整備済面積や整備延長）に更新単価を乗じて推計するものです。
- ◇ 2020年（令和2年）3月末（調査：固定資産台帳）時点の状況をもとに、2021年度（令和3年度）～2060年度（令和42年度）の40年間の推計を行い、更新費用額を試算しました。
- ◇ 更新単価は、以下のとおりです。

■「公共施設等更新費用試算ソフト」での更新単価の設定■

施設区分	細項目	更新区分	単価
公共施設	庁舎等	建替え	40 万円/㎡
	学校・幼稚園・給食センター	建替え	33 万円/㎡
	図書館・文化ホール・集会施設	建替え	40 万円/㎡
	スポーツ施設	建替え	36 万円/㎡
	医療施設	建替え	40 万円/㎡
	保健・福祉施設	建替え	36 万円/㎡
	公営住宅	建替え	28 万円/㎡
	供給処理施設	建替え	36 万円/㎡
	庁舎等	大規模改修	25 万円/㎡
	学校・幼稚園・給食センター	大規模改修	17 万円/㎡
	図書館・文化ホール・集会施設	大規模改修	25 万円/㎡
	スポーツ施設	大規模改修	20 万円/㎡
	医療施設	大規模改修	25 万円/㎡
	保健・福祉施設	大規模改修	20 万円/㎡
	供給処理施設	大規模改修	20 万円/㎡
	公営住宅	大規模改修	17 万円/㎡
道路・橋りょう	一般道路	更新	0.47 万円/㎡
	歩道・自転車道	更新	0.27 万円/㎡
	橋りょう	更新	44.8 万円/㎡
上水道	導水管・300mm未満	更新	10 万円/m
	配水管・150mm以下	更新	9.7 万円/m
	〃 ・200mm以下	更新	10 万円/m
	〃 ・250mm以下	更新	10.3 万円/m
	〃 ・300mm以下	更新	10.6 万円/m
	〃 ・350mm以下	更新	11.1 万円/m
	上水道施設	建替え	36 万円/㎡
	〃	大規模改修	20 万円/㎡
下水道	下水道管	更新	12.4 万円/m
	下水道施設	建替え	36 万円/㎡
	〃	大規模改修	20 万円/㎡

1 公共施設

試算によると、2021 年度（令和 3 年度）～2060 年度（令和 42 年度）の 40 年間の更新費用額は約 1,189.0 億円で、1 年当たりの整備額は約 29.7 億円となります。

内訳は、「大規模改修」が 257.9 億円、「築 31 年以上 50 年未満の公共施設の大規模改修」が 237.3 億円、「建替え」が 680.1 億円、「築 61 年以上の公共施設の建替え」が 13.6 億円となっています。なお、これはあくまで建物とそれに附随する電気設備、空調設備、トイレ等排水設備の整備費であり、行政事務を行うのに必要な機具・備品類（パソコン、コピー機、机、書庫、電話等）は含みません。

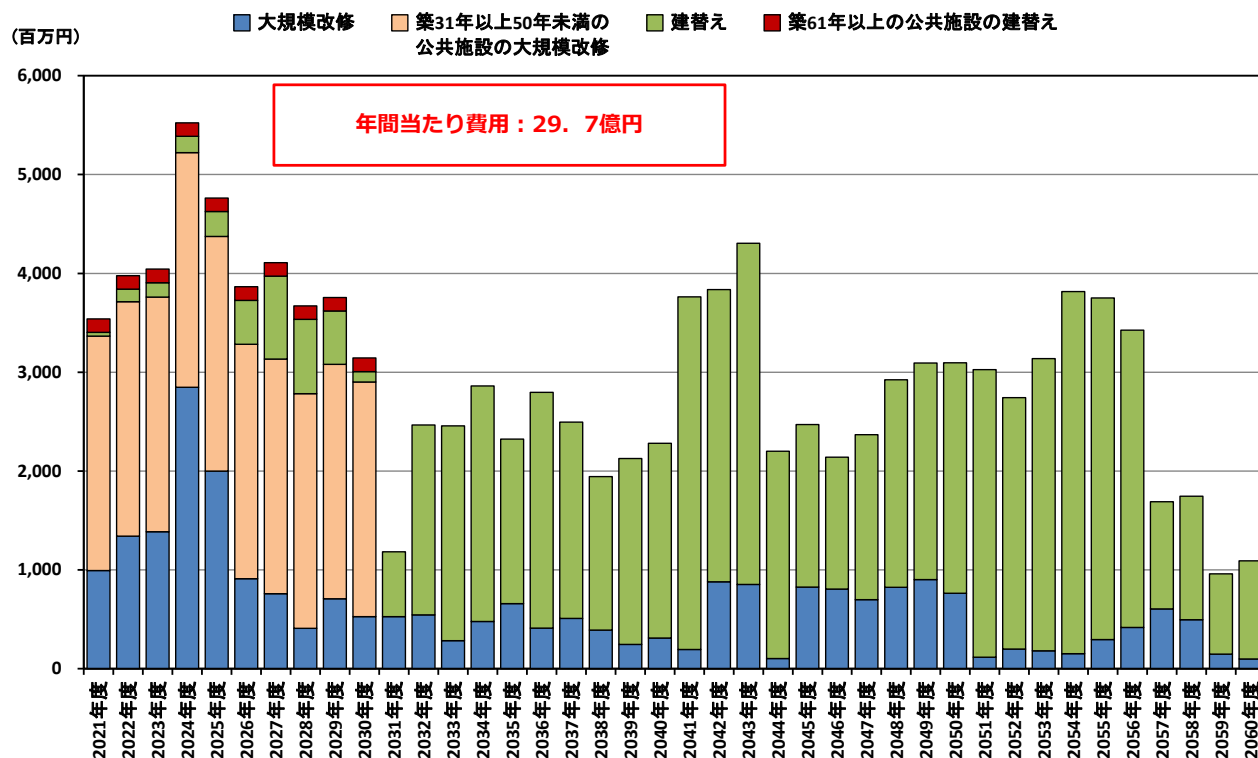
「大規模改修」とは、計画期間内に順次、築後 30 年を迎える施設で、築後 30 年経過年度に大規模改修を行うものとして計上しています。

「築 31 年以上 50 年未満の公共施設の大規模改修」とは、計画策定当初時点ですでに大規模改修や建替えが必要な築後 30 年を経過しているにもかかわらず、それらを実施していない施設について、2030 年度（令和 12 年度）までの 10 年間に大規模改修を順次実施するものとし、施設区分ごとの更新単価に基づく試算額を計上しています。

「建替え」とは、公共施設の耐用年数を一律 60 年と設定し、それを経過した施設を築後 60 年経過年度に建て替えるものとして計上しています。

「築 61 年以上の公共施設の建替え」とは、計画策定当初時点ですでに建替えが必要な築後 60 年を経過しているにもかかわらず、それらを実施していない施設について、2030 年度（令和 12 年度）までの 10 年間に建替えを順次実施するものとし、施設区分ごとの更新単価に基づく試算額を計上しています。

■ 公共施設の更新費用の試算 ■



単位：百万円

年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度
大規模改修	992	1,341	1,387	2,848	2,001	910	760	409	707	527	526	544	283	479	659	411	509	392	245	310
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建替え	38	126	146	166	252	445	839	752	539	107	657	1,923	2,174	2,383	1,664	2,385	1,986	1,553	1,881	1,972
築61年以上の公共施設の建替え	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事費合計	3,540	3,977	4,043	5,524	4,762	3,865	4,109	3,671	3,756	3,144	1,183	2,467	2,457	2,861	2,324	2,795	2,495	1,945	2,126	2,282

年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度	2056年度	2057年度	2058年度	2059年度	2060年度
大規模改修	194	879	853	102	827	806	698	823	902	763	116	199	182	152	295	417	605	497	147	98
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建替え	3,569	2,957	3,451	2,099	1,644	1,334	1,669	2,100	2,191	2,332	2,911	2,544	2,957	3,665	3,457	3,007	1,085	1,249	813	993
築61年以上の公共施設の建替え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事費合計	3,763	3,836	4,304	2,201	2,471	2,140	2,367	2,923	3,093	3,095	3,027	2,743	3,139	3,816	3,752	3,425	1,690	1,746	960	1,091

(注) 上下水道施設を除く

(資料) 朝倉市調査資料を基に、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」で算出

2 道路・橋りょう・上水道・下水道

道路・橋りょう・上水道・下水道の過去5年間の整備費（普通建設事業費）の推移をみると、5年間の平均は、道路が2.3億円、橋りょうが1千万円、上水道が3千万円、下水道が10.1億円で、合わせて12.8億円となっています。

このうち、新規整備分が年間平均11.6億円と約9割を占め、既存更新分は年間平均9千6百万円、用地取得分は年間平均2千2百万円となっています。

■道路・橋りょう・上水道・下水道の過去5年間の整備費の推移■

〔道路〕

(億円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年(平成28年)	0.31	1.51	0.37	2.19
2017年(平成29年)	0.28	2.18	0.36	2.82
2018年(平成30年)	0.55	2.71	0.26	3.52
2019年(令和元年)	0.71	0.97	0.07	1.75
2020年(令和2年)	0.42	0.78	0.05	1.25
5年間の平均	0.45	1.63	0.22	2.30

〔橋りょう〕

(億円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年(平成28年)	0.50	0.00	0.00	0.50
2017年(平成29年)	0.00	0.00	0.00	0.00
2018年(平成30年)	0.00	0.00	0.00	0.00
2019年(令和元年)	0.00	0.00	0.00	0.00
2020年(令和2年)	0.00	0.00	0.00	0.00
5年間の平均	0.10	0.00	0.00	0.10

〔上水道〕

(億円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年(平成28年)	0.21	0.25	0.00	0.46
2017年(平成29年)	0.00	0.08	0.00	0.08
2018年(平成30年)	0.00	0.27	0.00	0.27
2019年(令和元年)	0.00	0.38	0.00	0.38
2020年(令和2年)	0.00	0.32	0.00	0.32
5年間の平均	0.04	0.26	0.00	0.30

〔下水道〕

(億円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年(平成28年)	1.07	10.63	0.01	11.71
2017年(平成29年)	0.19	10.26	0.00	10.45
2018年(平成30年)	0.33	8.50	0.00	8.83
2019年(令和元年)	0.00	9.27	0.00	9.27
2020年(令和2年)	0.23	9.92	0.00	10.15
5年間の平均	0.36	9.72	0.00	10.08

〔合算〕

(億円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年(平成28年)	2.09	12.39	0.38	14.86
2017年(平成29年)	0.47	12.52	0.36	13.35
2018年(平成30年)	0.88	11.48	0.26	12.62
2019年(令和元年)	0.71	10.62	0.07	11.40
2020年(令和2年)	0.65	11.02	0.05	11.72
5年間の平均	0.96	11.61	0.22	12.79

(注)災害復旧のための応急補修は含みません。

(注)割合は小数点第3位以下を四捨五入していますが、端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

(資料)朝倉市調査資料を基に、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」で算出

道路・橋りょう・上水道・下水道の更新費用額を試算すると、以下のとおりです。

道路の更新費用額は、2021 年度（令和 3 年度）～2060 年度（令和 42 年度）の 40 年間で約 576.3 億円、1 年当たりの整備額は約 14.4 億円となります。更新基準は、道路の耐用年数を 15 年と設定し、更新単価に基づく試算額を計上しています。

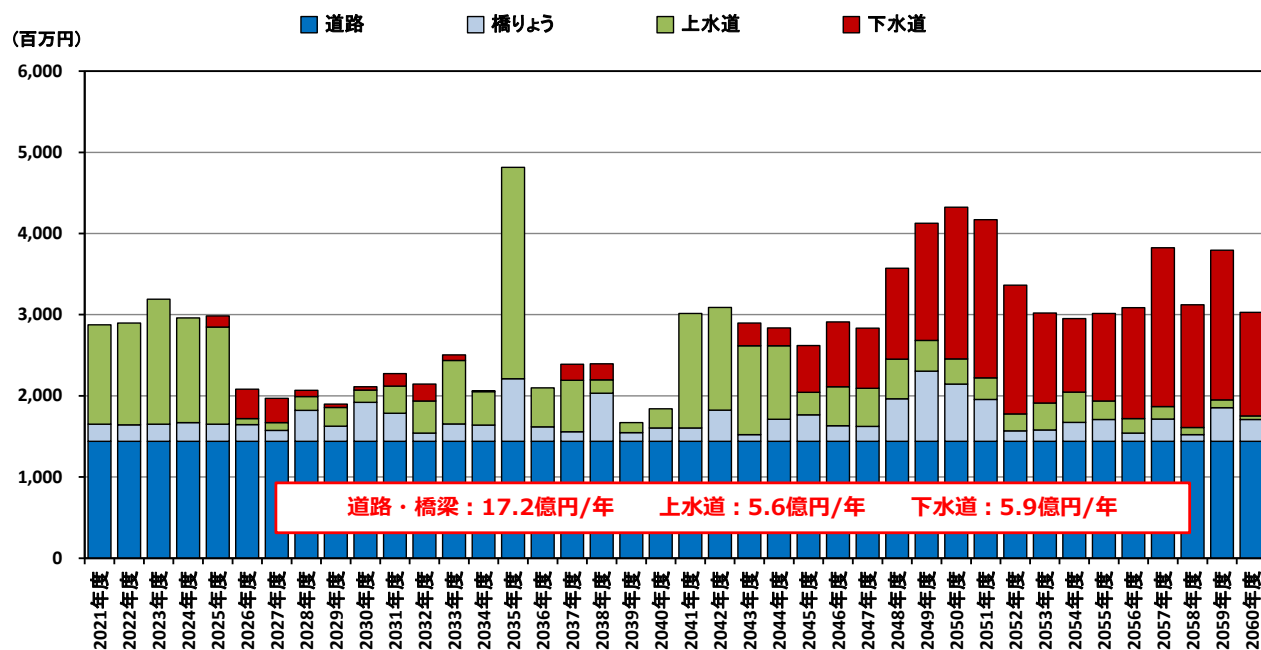
橋りょうの更新費用額は、同じ期間で約 113.3 億円、1 年当たりの整備額は約 2.8 億円となります。更新基準は、橋りょうの耐用年数を 60 年と設定し、更新単価に基づく試算額を計上しています。

上水道の更新費用額も同じ期間で約 224.4 億円、1 年当たりの整備額は約 5.6 億円となります。

なお、1995 年（平成 7 年）に整備された水道管が多く、更新年数の 40 年を迎える 2035 年（令和 17 年）には更新費用が他の年に比べて多くなっています。更新基準は、上水管の耐用年数を 40 年、上水処理施設の耐用年数を公共施設の更新年数と同じ年数と設定し、更新単価に基づく試算額を計上しています。

下水道の更新費用額も同じ期間で約 234.2 億円、1 年当たりの整備額は約 5.9 億円となります。更新基準は、下水管の耐用年数を 50 年、下水処理施設の耐用年数を公共施設の更新年数と同じ年数と設定し、更新単価に基づく試算額を計上しています。

■道路・橋りょう・上水道・下水道の更新費用の試算■



単位：百万円

年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度
道路	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441
橋りょう	210	201	210	230	209	204	133	382	185	479	345	99	212	198	769	178	118	592	107	163
上水道	1,225	1,256	1,539	1,290	1,197	76	97	169	230	151	336	395	784	413	2,606	478	633	165	122	236
下水道	0	0	0	0	137	360	298	76	43	43	152	209	67	10	0	0	196	196	0	0
合 計	2,876	2,898	3,190	2,961	2,985	2,081	1,970	2,068	1,898	2,113	2,274	2,145	2,503	2,062	4,816	2,097	2,388	2,394	1,669	1,839

年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度	2056年度	2057年度	2058年度	2059年度	2060年度
道路	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441
橋りょう	162	384	82	271	324	192	183	524	864	703	514	127	139	232	268	100	274	82	414	268
上水道	1,411	1,263	1,094	906	279	479	468	489	377	310	268	210	333	373	226	180	155	87	95	43
下水道	0	0	281	218	575	798	741	1,120	1,446	1,870	1,947	1,586	1,109	907	1,078	1,365	1,956	1,513	1,843	1,277
合 計	3,014	3,088	2,898	2,835	2,619	2,909	2,833	3,573	4,127	4,325	4,170	3,363	3,021	2,953	3,014	3,086	3,825	3,123	3,793	3,029

(資料) 朝倉市調査資料を基に、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」で算出

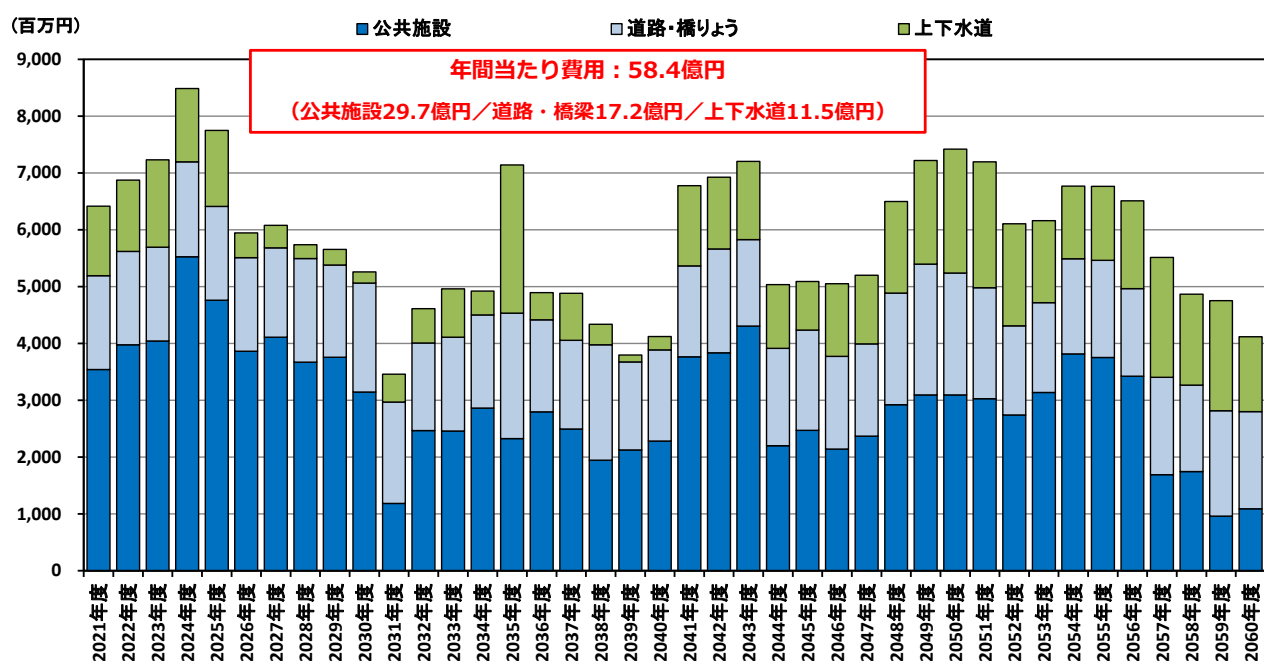
3 総括

公共施設とインフラを合わせると、2021年度（令和3年度）～2060年度（令和42年度）の更新費用額は約2,337.2億円、1年当たりの整備額は約58.4億円となります。

試算結果の推移をみると、更新費用の集中する年度と比較的少ない年度があります。このため、長期的な計画のもと、更新年度の平準化と効率化に努めていきます。

なお、これらはあくまで既存の施設・インフラの更新にかかる経費であり、今後、新規に整備するものの整備費や更新費は計上していません。そのため、今後は新規に整備される施設・インフラについても、更新費用を見込んだ健全な財政運営に努めていきます。

■ 公共施設・インフラの更新費用の試算 ■



単位：百万円

年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度
公共施設	3,540	3,977	4,043	5,524	4,762	3,865	4,109	3,671	3,756	3,144	1,183	2,467	2,457	2,861	2,324	2,795	2,495	1,945	2,126	2,282
道路・橋りょう	1,651	1,642	1,651	1,671	1,650	1,645	1,574	1,822	1,626	1,920	1,786	1,540	1,652	1,639	2,210	1,619	1,559	2,032	1,548	1,604
上下水道	1,225	1,256	1,539	1,290	1,334	436	396	245	273	194	488	604	851	422	2,606	478	829	361	122	236
合 計	6,416	6,875	7,232	8,485	7,747	5,945	6,079	5,739	5,654	5,257	3,457	4,611	4,960	4,923	7,140	4,893	4,883	4,339	3,796	4,121

年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度	2056年度	2057年度	2058年度	2059年度	2060年度
公共施設	3,763	3,836	4,304	2,201	2,471	2,140	2,367	2,923	3,093	3,095	3,027	2,743	3,139	3,816	3,752	3,425	1,690	1,746	960	1,091
道路・橋りょう	1,603	1,825	1,522	1,712	1,765	1,633	1,624	1,964	2,304	2,144	1,955	1,568	1,580	1,673	1,709	1,541	1,714	1,522	1,855	1,709
上下水道	1,411	1,263	1,375	1,124	854	1,276	1,209	1,608	1,823	2,181	2,215	1,795	1,442	1,280	1,305	1,545	2,110	1,600	1,938	1,320
合 計	6,777	6,924	7,202	5,036	5,090	5,049	5,200	6,496	7,220	7,420	7,197	6,106	6,160	6,769	6,766	6,511	5,515	4,868	4,753	4,119

(資料) 朝倉市調査資料を基に、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」で算出

4 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

2021 年度（令和 3 年度）を起点に 10 年間の経費を算出すると、単純更新で約 654 億円、年間約 65.4 億円、長寿命化を行った場合約 281 億円、年間 28.1 億円程度の経費が見込まれます。

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

単価：千円

		維持管理・修繕(①)※	改修(②)※	更新等(③)※	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)※	7,386,020	11,880,910	3,409,563	22,676,493	40,390,106	-17,713,613	738,602
	インフラ施設(b)※	2,404,230		869,627	3,273,857	16,851,250	-13,577,393	240,423
	計(a+b)	9,790,250	11,880,910	4,279,190	25,950,351	57,241,356	-31,291,005	979,025
公営事業会計	インフラ施設(c)	372,700		1,756,733	2,129,433	8,187,307	-6,057,874	37,270
建築物計(a)		7,386,020	11,880,910	3,409,563	22,676,493	40,390,106	-17,713,613	738,602
インフラ施設計(b+c)		2,776,930		2,626,360	5,403,290	25,038,557	-19,635,267	277,693
合計(a+b+c)		10,162,950	11,880,910	6,035,923	28,079,784	65,428,663	-37,348,879	1,016,295

(注)四捨五入を行っているため、数値の合計が合わない場合があります。

※建築物：学校教育系施設、市民文化系施設、庁舎等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、公園、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

※維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕など。

※改修：公共施設等を直すこと。

※更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

5 過去に行った対策

2015 年度（平成 27 年度）から 2019 年度（令和元年度）までの 5 年間に、各種施策等や災害復旧事業による影響もあり、施設類型ごとの総延床面積は 2,225 m²（約 1 %）減少しています。

5 年間の施設保有量の増減率は、以下のとおりです。

■建物総延床面積年度比較と増減率■

単位（m²）

施設大分類	2015 年度	2019 年度	増減率	主な要因
学校教育系施設	105,303	111,223	5.6%	杷木小学校新設
公営住宅	42,294	48,981	15.8%	災害公営住宅（柿添、杷木）の新設等
市民文化系施設	32,237	26,190	-18.8%	建築物の分類見直し
行政系施設	21,552	23,478	8.9%	旧甘木・朝倉市町村会館等の追加
スポーツ・レクリエーション系施設	9,845	9,764	-0.8%	
下水道施設	8,931	8,931	0.0%	
保健・福祉施設	8,285	8,151	-1.6%	
子育て支援施設	7,869	8,483	7.8%	学童保育所（朝倉東、杷木）の新設
社会教育系施設	7,037	8,202	16.6%	秋月博物館の新設
供給処理施設	2,756	2,661	-3.4%	朝倉地域下水道投入前処理施設の解体
上水道施設	1,850	1,337	-27.7%	建築物の分類見直し等
産業系施設	1,310	4,700	258.8%	建築物の分類見直し等
医療施設	1,203	1,203	0.0%	
公園	521	521	0.0%	
その他	25,338	10,281	-59.4%	旧朝倉農業高等学校解体
総計	276,331	274,106	-0.8%	

6 公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率の推移

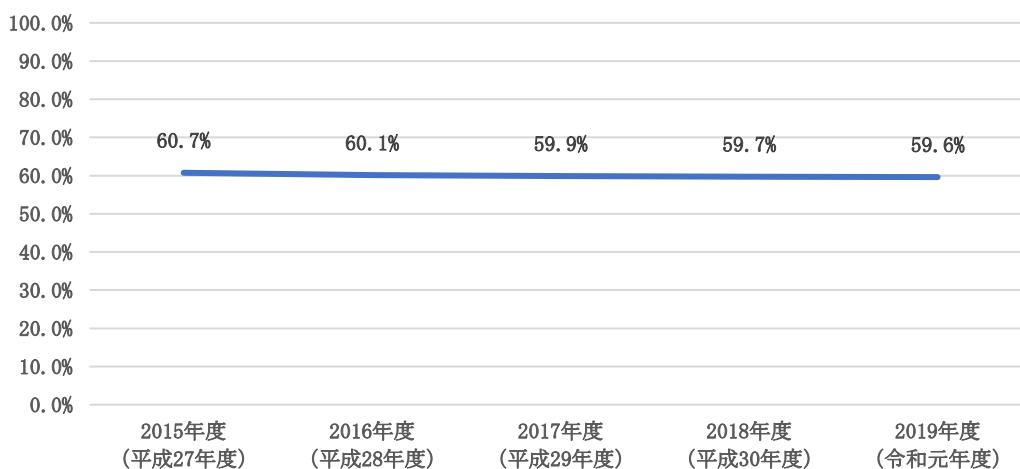
有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

- ・有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。
- ・固定資産台帳等を活用すれば、行政目的別や施設別の比率も算出することができます。

■ 算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

■有形固定資産減価償却率の推移■



	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産－非償却資産 ＋減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
2019年度 (令和元年度)	72,403,999	121,477,187	59.6%
2018年度 (平成30年度)	70,710,585	118,399,244	59.7%
2017年度 (平成29年度)	65,698,568	109,766,809	59.9%
2016年度 (平成28年度)	63,338,665	105,405,382	60.1%
2015年度 (平成27年度)	51,734,573	85,178,870	60.7%

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過したのかを把握することが可能となります。さらに、行政目的別や施設別に当該比率を算出することにより、資産の償却が進んでいる行政分野や施設についてより詳細な把握が可能となり、公共施設マネジメントにおける老朽化対策の検討の情報として活用することも可能となります。

なお、減価償却累計額の算定には「耐用年数省令」による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないことに留意する必要があります。

第4節 適正管理の実施方針

公共施設等の適正な管理に向け、以下の8つの実施方針を掲げます。

1 点検・診断等の実施方針

公共施設等の点検・診断については、法定点検の結果や施設管理者による劣化診断等を適宜実施することにより各施設の現状把握を行うとともに、施設所管課職員に対する研修の実施や点検マニュアルの作成等により日常的な点検体制を構築していきます。各施設については、清掃・パトロール等の日常管理と定期的な点検を実施するとともに、施設に応じた技術基準等に準拠しつつ適正に点検・診断等を実施します。

これらの点検・診断の適正な実施により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果を各所管課で適切に管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の維持管理・修繕・更新等においては、膨大な費用が前提となるため、点検・診断結果等を踏まえて事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設の更新にあたっては、PPP、PFIといった民間活力の導入を検討するとともに、広域行政による設置や相互利用を検討します。

※PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

※PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行うしくみ。

3 安全確保の実施方針

公共施設の安全確保は施設管理者に求められる基本事項であることから、建築基準法の定期点検などの各種法令に基づく点検等を適正に実施するとともに、施設管理者による自主点検、劣化診断等を適宜実施することなどにより、公共施設の安全確保に努めます。

4 耐震化の実施方針

公共施設については、「朝倉市耐震改修促進計画」において定められた耐震化目標に基づき、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施していくこととします。

5 長寿命化の実施方針

公共施設の適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について設計段階から検討します。

6 統廃合や廃止の実施方針

人口減少時代を迎える中で、健全財政の推進を前提に、人口規模にあった公共施設等の廃止や統廃合を検討していく必要があります。

一方で、公共施設には、災害時の避難所・避難路等、効率性だけで判断できない公益性があるとともに、公共施設を利用している市民においては、サービスの維持・向上は不可欠です。

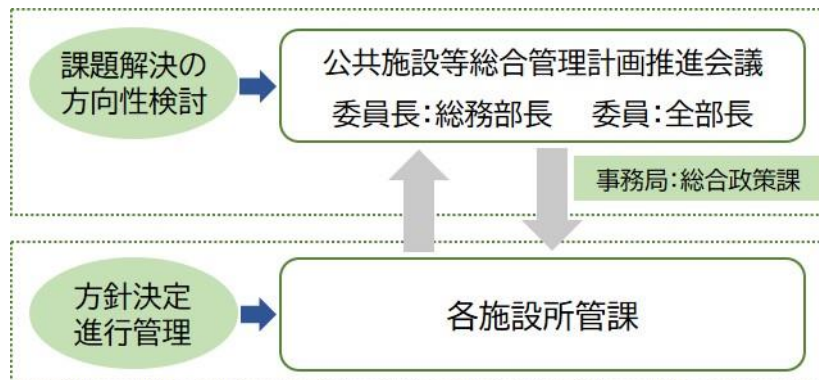
こうした点を総合的に勘案した上で、統廃合や廃止については、機能集約・複合化を進め、跡地については売却を含めた有効活用等を検討します。

7 ユニバーサルデザイン化の実施方針

誰もが安全で安心な生活を送るためには、社会環境において、バリアフリーやユニバーサルデザインによるハード面の整備は欠かせません。したがって、公共施設の整備にあたっては、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」に基づき、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

8 取組体制

本計画に基づく取組を、全庁的な整合性を持って着実に推進するため、下図の推進体制のもとで適正管理を推進します。



第6章 施設類型ごとの基本方針

施設・インフラの老朽化の程度や、市民ニーズ等に基づき、施設類型ごとの更新等の基本方針を以下のとおり定めます。

第1節 公共施設

1 庁舎（行政系施設）

（1）現状と課題

各庁舎については、多くの市民や職員が利用する施設として将来的なあり方を検討していく必要があります。

本庁舎は、1973年（昭和48年）、建築基準法改正前の旧耐震基準で建築されたものです。また、老朽化が進むとともに、狭あいとなり、バリアフリーに対応することも難しい状況です。

あわせて、2006年（平成18年）1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）に基づき、2015年（平成27年）に耐震診断を実施した結果、耐震性能の不足が明らかになりました。

本庁舎、朝倉支所庁舎、杷木支所庁舎の諸元は、以下のとおりです。

■各庁舎の諸元■

庁舎		竣工	延床面積	耐震診断	耐震補強	大規模改修
本庁舎	本庁舎	1973年（昭和48年）	5,893 m ²	実施済	未実施	なし
	別棟事務室	1992年（平成4年）	78 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし
	別館	1989年（平成元年）	1,337 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし
	渡り廊下	1996年（平成8年）	38 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし
朝倉支所庁舎		1988年（昭和63年）	3,875 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし
杷木支所庁舎		1983年（昭和58年）	3,500 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし

（2）今後の基本方針

本庁舎は、2015年（平成27年）8月に新庁舎の整備方針をまとめた「朝倉市庁舎整備基本構想」、及び2016年（平成28年）3月に基本的な指針となる「朝倉市庁舎整備基本計画」を作成し、以下の方針を基に新庁舎建設を進めてきました。

- 現庁舎の整備方法は、建替えとする。
- 新庁舎の建設位置は、甘木歴史資料館南側とする。
- 新庁舎の配置方式は、本庁集中方式とする。

2016 年度（平成 28 年度）～2017 年度（平成 29 年度）に行った「朝倉市庁舎建設基本・実施設計」では、既存施設の活用等による建設費の抑制や、災害時における防災拠点としての機能を盛り込むなど、庁舎建設に向けた取組を進めていましたが、2017 年（平成 29 年）に発生した『平成 29 年 7 月九州北部豪雨』により、庁舎建設事業が凍結しました。

今後は、新庁舎建設や朝倉支所庁舎及び杷木支所庁舎の有効活用について、情勢の変化や財政状況を勘案し、有利な財源の活用を基本として、事業再開に向けて取り組みます。

2 消防施設・その他行政施設（行政系施設）

（１）現状と課題

現在、本市の消防団は本部と 19 の分団により構成されています。各分団に詰所及び格納庫があり、中には老朽化がみられる建物もあります。

環境センターの事務所は、1982 年（昭和 57 年）に甘木市総合衛生センターの事務室として建設された後、2006 年（平成 18 年）に大規模改修を行い、市の環境問題、一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集運搬・処理に関する業務等を行っています。車庫は、2006 年（平成 18 年）に新築し、可燃ごみ（家庭系一般廃棄物）収集車両等を格納しています。

本市の主な消防施設・その他の行政施設は、以下のとおりです。

■主な消防施設・その他行政施設一覧■

大分類 【中分類】	施設名称	建物棟名・用途等
行政系施設 【消防施設】	消防会館	詰所・格納庫
	秋月防災センター	詰所・格納庫
	各分団詰所・格納庫	詰所・格納庫
行政系施設 【その他行政施設】	環境センター	事務所、車庫
	秋月防災センター	屋外便所、会議室
	広蔵山中継局設備	局舎
	旧甘木・朝倉市町村会館	会館

（２）今後の基本方針

消防施設は、今後も継続使用を予定していますが、老朽化が進んでいる施設は改修等について検討していきます。

その他の行政施設については、環境センターと秋月防災センターは継続使用し、旧甘木・朝倉市町村会館の活用策は、今後検討していきます。

3 小・中学校等（学校教育系施設）

（1）現状と課題

小・中学校数は、2006年（平成18年）3月の市町合併（甘木市・朝倉町・杷木町）により20校（小学校14校、中学校6校）となりましたが、その後、旧杷木小学校、旧松末小学校、旧久喜宮小学校、旧志波小学校の4校は新しく杷木小学校として整備され、2021年（令和3年）4月現在は17校（小学校11校、中学校6校）となっています。法令に基づく学校の規模としては、学校教育法施行規則により小・中学校ともに12学級から18学級が標準とされていますが、「朝倉市立小・中学校の設置及びあり方に関する基本的な考え方（平成25年4月）」では、2018年度（平成30年度）における小学校では、大規模校の立石小学校及び適正規模の甘木小学校を除く9小学校が小規模校となりました。また、中学校では大規模校はなく甘木中学校のみが適正規模、南陵・十文字・比良松・秋月・杷木の5中学校が小規模校となる見込みで、適正化の対象となります。

本市の主な学校教育系施設は、以下のとおりです。

■主な学校施設一覧（公立学校施設台帳より）■

大分類 【中分類】	施設名称	建物棟名・用途等
学校教育系施設 【学校】	三奈木小学校	屋内運動場、特別教室棟、普通教室棟、管理・特別教室棟、給食室、体育倉庫、プール付属室
	金川小学校	屋内運動場、倉庫、管理・特別・普通教室棟、給食室、屋外便所、プール付属室、給食室用ボイラー室
	蜷城小学校	管理・特別・普通教室棟、倉庫、屋内運動場、給食室、屋外便所、プール付属室、議会室棟
	福田小学校	管理・特別・普通教室棟、倉庫、給食室、屋内運動場、プール付属室
	立石小学校	管理・特別教室棟、普通教室棟、特別室（給食室）棟、体育倉庫、屋外便所、屋内運動場、プール付属室、機械室
	馬田小学校	屋内運動場、特別・普通教室棟、給食室、倉庫、プール付属室、管理・普通教室棟
	秋月小学校	管理・特別・普通教室棟、給食室、特別・普通教室棟、倉庫、屋内運動場、プール付属室
	甘木小学校	普通教室棟、給食室棟、管理・特別教室棟、特別教室棟、屋内運動場、プール付属室、体育倉庫
	杷木小学校	管理・特別教室・給食施設棟、普通教室棟、屋内運動場、倉庫
	朝倉東小学校	管理・特別・普通教室・給食施設棟、屋内運動場、プール付属室、倉庫、屋外便所
	大福小学校	管理・特別・普通教室・給食施設棟、屋内運動場、ポンプ室、プール付属室、屋外便所、倉庫
	十文字中学校	管理・特別・普通教室棟、技術室、屋内運動場、スクールバス庫・倉庫、屋外便所、武道館、パソコン教室棟、給食室、プール付属室
	南陵中学校	管理・特別・普通教室棟、技術室、倉庫、屋外便所、倉庫・部室、屋内運動場、プール付属室、武道館、給食室
	秋月中学校	音楽室、屋外便所、屋内運動場、管理・特別・普通教室棟、特別教室棟、倉庫・部室、パソコン教室、武道館、プール付属室、給食室

大分類 【中分類】	施設名称	建物棟名・用途等
	甘木中学校	管理・特別・普通教室棟、特別・普通教室棟、技術室、倉庫、屋内運動場、屋外便所、プール付属室、柔剣道場、給食室、倉庫・部室
	杷木中学校	管理・特別・普通教室棟、屋内運動場、プール付属室、特別教室棟、倉庫
	比良松中学校	管理・特別教室棟、特別・普通教室棟、プール付属室、給食室、屋内運動場、屋外便所、体育倉庫・部室、技術室

(2) 今後の基本方針

学校施設の耐震化は2015年度（平成27年度）に完了していますが、安全・安心な学習環境を提供するため、学校施設のバリアフリー化等の整備・管理に努めます。また、児童生徒数が減少傾向にある現状を鑑み、学校規模の適正化を図ります。

そのため、すでに本市が設定する適正規模に満たない小学校、及び住民基本台帳人口による推計児童数が100人未満となることが見込まれる小学校については、国の基準を踏まえた適正化への検討を進めます。

中学校については、地域コミュニティの状況や地理的要因等に配慮して、国の基準によらず現在の6中学校を維持することとします。

なお、秋月中学校は、今後、秋月小中一貫校への移行を検討しており、用途廃止後は、地域の意向も踏まえながら、有効活用策を検討します。

また、杷木地域4小学校跡地については、防災拠点施設や防災広場等の整備を実施します。

4 その他教育施設（学校教育系施設）

（１）現状と課題

小・中学校以外にも教育関係の施設が存在します。

本市の主なその他教育施設は、以下のとおりです。

■主なその他教育施設一覧■

大分類 【中分類】	施設名称	建物棟名・用途等
学校教育系施設 【その他教育施設】	スクールバス黒川号車庫	車庫
	旧甘木・朝倉市町村会館	教育支援センター

（２）今後の基本方針

スクールバス黒川号車庫、旧甘木・朝倉市町村会館は今後も継続使用します。

5 総合市民センター等（社会教育系施設・市民文化系施設）

（１）現状と課題

総合市民センターをはじめ、朝倉・杷木地域の生涯学習センター、甘木地域センターや各地区コミュニティセンター等で各種講座や文化活動等が行われています。今後、市民の生涯学習や文化活動の基盤として、施設の計画的な維持管理を進めていく必要があります。

本市の主な社会教育系施設及び市民文化系施設は、以下のとおりです。

■主な社会教育系施設・市民文化系施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
社会教育系施設	共星の里国際芸術研究所	講堂、校舎、宿直室等
	あまぎ水の文化村（グリーンスポーツゾーン・水辺のふれあいゾーン）	管理棟、倉庫、便所等
	秋月博物館	博物館棟、倉庫、車庫・主屋・長屋門等
	総合市民センター	中央図書館
	平塚川添遺跡公園	遺跡体験学習館、展示建物等
	旧田代家住宅	主屋、土蔵
	本町倉庫兼作業所	倉庫
	旧朝倉幼稚園	倉庫
	狐塚古墳石室覆屋	石室覆屋
市民文化系施設	総合市民センター（ビーポート甘木）	生涯学習センター、ホール、カルチャーモール等
	朝倉地域生涯学習センター	生涯学習センター、ホール等
	杷木地域生涯学習センター（らくゆう館）	生涯学習センター、ホール、作陶室等
	男女共同参画センター	学習室
	原鶴振興センター（サンライズ杷木）	集会所
	甘木地域センター（フレアス甘木）	地域交流センター
	各地区コミュニティセンター	コミュニティセンター

（２）今後の基本方針

社会教育系施設や市民文化系施設については、老朽化に伴う随時補修を行うとともに、長寿命化を計画的に進めていきます。また、利用が少なく、コストパフォーマンスが低い一部の施設については、廃止等も検討します。

なお、次の施設については、大規模改修を行い、今後も継続使用します。

- ・秋月博物館の旧戸波家住宅主屋や長屋門等
- ・平塚川添遺跡公園の展示建物

6 スポーツ施設・公園内構造物（スポーツ・レクリエーション系施設・公園）

（１）現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動に対する多様なニーズに応え、健康の保持・増進と体力の向上を図るため、生涯を通じて誰もがいつでも気軽に活動できる施設の充実が求められています。本市の主なスポーツ・レクリエーション系施設と公園は、以下のとおりです。

■主なスポーツ・レクリエーション系施設・公園一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
スポーツ・レクリエーション系施設	甘木体育センター	体育館
	甘木テニスコート	管理棟
	甘木武道館	剣道場、柔道場
	甘木弓道場	弓道場
	甘木グラウンドゴルフ場	トイレ・倉庫
	甘木B&G海洋センター	プール棟（屋内温水プール）、艇庫
	朝倉体育センター	体育館、武道場、会議室
	朝倉球場	朝倉球場本部棟、朝倉テニスコート倉庫・トイレ、倉庫、朝倉球場倉庫、ダッグアウト、東屋
	上秋月運動広場	トイレ
	福田運動広場	休憩所
	杷木球場	トイレ
	川の駅原鶴駅舎	川の駅舎
	たかき清流館	木工施設、宿泊施設等、倉庫
	鳥屋山キャンプ施設	バンガロー
	十石林道休憩施設	東屋
公園	水車公園	トイレ
	ふれあい公園水車小屋	倉庫
	石成公園	トイレ、ポンプ室
	木の丸公園	トイレ、ポンプ室
	橘の広庭公園	トイレ、ポンプ室
	宮地獄公園	トイレ、ポンプ室
	桂の池公園	トイレ
	甘木公園	野外ステージ、トイレ
	梅園公園	トイレ
	甘木中央公園	トイレ
	甘木親水公園	トイレ
	古毛ポケットパーク	東屋
	山田ポケットパーク	東屋

（２）今後の基本方針

スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に努めるとともに、社会体育施設の整備充実及びサービスの質の向上を図ることにより、利用を促進します。

また、スポーツ・レクリエーション系施設や公園については、指定避難所・指定緊急避難場所としての役割も担うことから、老朽化に伴う施設・設備（遊具等）の随時補修を進め、適切な維持管理を図ります。

7 医療・保健・福祉・子育て支援施設（医療施設、保健・福祉施設、子育て支援施設）

（１）現状と課題

市民の健康増進とともに、子育て支援の充実や福祉活動への参加等、身近な活動の場や施設の整備・充実が求められています。

本市の主な医療・保健・福祉施設と子育て支援施設は、以下のとおりです。

■主な医療・保健・福祉施設・子育て支援施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
医療施設	朝倉診療所	診療所
保健・福祉施設	杷木老人福祉センター	老人福祉施設
	総合市民センター	保健福祉センター
	健康福祉館	福祉集会所
	朝倉老人福祉センター	老人福祉施設
	大福遺族会館	集会所
	朝倉遺族会館	集会所
	旧農業改良普及所	事務室、車庫、食堂（研修室）
	甘木総合隣保館	社会福祉施設
	杷木人権啓発センター	社会福祉施設
子育て支援施設	安川保育所	保育所
	福田保育所	保育所
	蜷城保育所	保育所
	黄金川保育所	保育所
	三奈木保育所	保育所
	松末保育所	保育所
	杷木保育所	保育所
	久喜宮保育所	保育所
	志和保育所	保育所
	秋月学童保育所	学童保育所
	甘木学童保育所	学童保育所
	甘木Ⅱ学童保育所	学童保育所
	立石学童保育所	学童保育所
	立石Ⅱ学童保育所	学童保育所
	立石Ⅲ学童保育所	学童保育所
	立石Ⅳ学童保育所	学童保育所
	金川学童保育所	学童保育所
	三奈木学童保育所	学童保育所
	馬田学童保育所	学童保育所
	福田学童保育所	学童保育所
	蜷城学童保育所	学童保育所
	大福学童保育所	学童保育所
	朝倉東学童保育所	学童保育所
	杷木学童保育所	学童保育所
	旧老人福祉センター寿楽荘	事務室・保育室・研修室

（２）今後の基本方針

地域における福祉活動に向けて、住民同士の交流を促進するため、子育て支援施設、高齢者福祉施設等の既存施設の活用を含めて、福祉拠点の整備、充実に努めます。

また、高齢者や障がい者の生活を明るく活力に満ちたものにするため、地域活動に参加できるよう、保健・福祉関係の公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの促進とともに、施設の維持管理に努めます。

なお、朝倉診療所は、1973 年（昭和 48 年）3 月に竣工しており、老朽化が進んでいるため建替え等施設整備の検討をしていきます。

旧農業改良普及所については、除却することを含め、今後の方針について検討します。

また、保育所は、公立保育所再編基本方針に基づき、適正配置を今後検討していきます。

旧老人福祉センター寿楽荘については、老朽化した箇所の改修や補修工事を検討していきます。

8 農林業関係施設（産業系施設）

（１）現状と課題

農林業技術の向上及び地域活動の推進等を図るための研修施設や、地域内で加工生産された農林産物を貯蔵することを目的にした施設等の維持管理を行っていますが、いずれの施設も老朽化が進んでいる現状です。

農林産物処理加工施設については、農林産業の従事者が共同利用することで、山村地域の活性化や経営の安定化を図るために必要な施設となっています。

また、都市と農村の交流を促進し、市の産業振興と地域活性化を図るため、三連水車の里あさくら及びファームステーションバサロには直売所施設等を設置し、その維持管理を指定管理者制度により行っています。

旧朝倉農業高等学校（果樹実習棟）については、農業インキュベート事業により農業関係団体誘致を行い、事務所、教室及び研修施設等として活用され、その施設運営・維持管理を行っています。

本市の主な産業系施設は、以下のとおりです。

■主な農林業関係施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
産業関係施設	農林業体験実習館	体験実習館、しいたけ乾燥小屋
	農業振興施設の共同作業所	共同作業所
	高木農産物貯蔵施設	農産物貯蔵施設
	林業後継者クラブ研修施設	研修所
	農林産物処理加工施設	事務室、加工場
	三連水車の里あさくら	交流館、トイレ、東屋
	ファームステーションバサロ	展示販売施設、倉庫兼事務所、大屋根、レストラン
	旧朝倉農業高等学校（果樹実習棟）	事務所、教室、研修施設等

（２）今後の基本方針

産業系施設は、農林産物処理加工施設の継続使用を予定していますが、より有効的でかつ柔軟な活用ができるよう施設管理者及び施設利用者と検討を行います。農業振興施設、高木農産物貯蔵施設、林業後継者クラブ研修施設については、老朽化が進んでいることもあり、施設利用者等と施設の運営について検討していきます。

また、三連水車の里あさくら、ファームステーションバサロ及び旧朝倉農業高等学校（果樹実習棟）については、施設の維持補修を行い今後も継続使用します。

9 公営住宅

(1) 現状と課題

市営住宅は耐用年数がすでに経過したものが多くことから、計画的な市営住宅の建替えや維持管理を進めていく必要があり、主たる整備課題は以下のとおりです。

- ・耐用年数を超え、老朽化が著しい住宅の早期解消
- ・生活環境が充分でない住宅の解消
- ・統廃合による効率的な管理
- ・住宅規模と世帯人員のミスマッチ是正と多様な生活スタイルに対応した施設整備
- ・既存ストックの耐久性向上による有効活用

本市の主な公営住宅は、以下のとおりです。

■主な公営住宅一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
公営住宅	志波団地	住宅
	鳩胸団地	住宅、集会所
	松の木団地	住宅、集会所
	天神町団地	住宅
	天神町第二団地	住宅
	天神町第三団地	住宅
	中町団地	住宅、集会所
	東中町団地	住宅
	小隈団地	住宅
	小隈第二団地	住宅
	恵比須町団地	住宅
	林田団地	住宅
	櫛畑団地	住宅
	万願寺団地	住宅
	万願寺第二団地	住宅
	神田町団地	住宅、集会所
	林田東団地	住宅
	大内町団地	住宅、集会所
	桑原団地	住宅
	杉馬場団地	住宅
	三福町団地	住宅
	下池田団地	住宅、集会所
	久喜宮団地	住宅
	比良松団地	住宅、集会所、倉庫
	浜崎団地	住宅、倉庫（農業用倉庫）
	柿添団地	住宅、集会所
	杷木団地	住宅、集会所
	富有ヶ丘団地	住宅

(2) 今後の基本方針

「朝倉市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な建替えや個別改善事業等を進めます。

また、市営住宅の改修整備等を実施して計画的な維持管理を行います。その際、次の基本方針に基づき整備を行います。

- ・安全に安心して住める環境づくり
- ・既存ストックの有効活用
- ・定住促進のための地域特性に合わせた多様な住宅供給

10 汚泥再生処理施設・し尿中継所（供給処理施設）

（１）現状と課題

2007 年（平成 19 年）3 月に竣工した汚泥再生処理施設は、甘木・朝倉地域のし尿、浄化槽汚泥を適切に処理し、脱水乾燥させたし尿等を発酵、堆肥化することにより、有機肥料として再利用する循環型のシステムを備えた施設です。下水道事業等の進捗もあり、受入量は年々減少していますが、低下するトン当たりの処理効率や、経年劣化に伴い増加する維持管理経費の抑制が課題となっています。

2006 年（平成 18 年）に建設された杷木し尿中継所は、杷木地域のし尿、浄化槽汚泥を一旦、受入槽に投入し、民間のし尿処理施設へ圧送しています。経年劣化に伴う機械設備の故障に迅速かつ適切に対応し、安定した移送量を保つことが必要です。

本市の主な供給処理施設は、以下のとおりです。

■主な供給処理施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
供給処理施設	環境センター	汚泥再生処理施設
	杷木し尿中継所	貯留施設

（２）今後の基本方針

汚泥再生処理施設及び杷木し尿中継所は今後も継続使用します。

11 その他施設（その他）

（１）現状と課題

1984 年（昭和 59 年）４月から供用開始された甘木火葬場（梅香苑）及び 1986 年（昭和 61 年）４月から供用開始された杷木火葬場（香華園）は、火葬業務に支障がないよう火葬炉本体及び関連機械設備の定期的な保守点検工事を行い、適切な維持管理運営を行っています。2013 年度（平成 25 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）にかけて、それぞれの施設の火葬炉関連機械設備の大規模な更新工事を行っており、今後は老朽化した箇所の改修や補修工事を適宜、行っていく必要があります。

本市の主なその他施設は、以下のとおりです。

■主なその他施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
その他施設	シルバー人材センター（甘木）	事務所、作業所及び研修室、車庫
	シルバー人材センター（朝倉）	事務所、倉庫
	甘木火葬場（梅香苑）	火葬場
	杷木火葬場（香華園）	火葬場
	ほとめく館	事務所
	原鶴無料路傍休憩所	休憩所
	原鶴大橋下公衆トイレ	トイレ
	道の駅公衆トイレ	トイレ
	梅ヶ谷公園公衆トイレ	トイレ
	菩提寺資材倉庫	倉庫
	秋月公衆トイレ	トイレ
	比良松駐輪場	駐輪場
	旧朝倉農業高等学校	旧朝倉農業高等学校（テクノ実習棟、多目的ホール等）

（２）今後の基本方針

甘木火葬場（梅香苑）及び杷木火葬場（香華園）については、火葬炉本体及び関連機械設備は定期的な保守点検整備を行い、その他の箇所は適宜、補修工事を行い継続して使用します。

また、トイレ、待合室等については、改修を検討します。

旧朝倉農業高等学校（テクノ実習棟、多目的ホール等）は公園施設として利用予定であり、それぞれ大規模改修を行い継続使用します。その他の施設は、個別検討します。

第2節 道路・橋りょう

(1) 現状と課題

道路の整備については、主に国道 386 号、国道 322 号バイパスの事業促進や幹線市道網の整備、生活道路の整備等に取り組んでいます。今後も円滑な交通網の確保のため、道路の維持更新及び整備が求められます。

橋りょうについては、「朝倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき維持更新に努める必要があります。2020 年度（令和 2 年度）現在で、本市が管理する 15m 以上の橋りょうは 90 橋、15m 未満の橋りょうは 666 橋架設されており、このうち、老朽化を迎える橋りょうに対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋りょうの修繕・架け替えに要する費用が増大することが懸念されます。このような状況に対して、より計画的な橋りょうの維持管理を行い、効率的に橋りょうを維持していくための取組が不可欠となっています。また、コスト縮減のためには、従来の対症療法型から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型へ転換を図り、橋りょうの寿命を延ばす必要があります。

(2) 今後の基本方針

道路については、今後、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況等を踏まえながら、更新事業を推進していきます。

橋りょうについては、「朝倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕等を推進していきます。

①健全度の把握の基本的な方針

定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋りょうの損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。

②日常的な維持管理に関する基本的な方針

パトロール車による走行面の変状について点検を行います。

③対象橋りょうの長寿命化及び修繕・架け替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

本市が管理する橋りょうは、近い将来一斉に架け替え時期を迎えることが予想されます。

したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋りょうの寿命を 100 年間とすることを目標とし、修繕及び架け替えに要するコストを縮減します。

第3節 上水道

(1) 現状と課題

本市の上水道は、創設から30年以上経過しており、水道施設の老朽化が進んでいることから、導・配水管の管路をはじめとする水道施設の整備、維持管理を進めています。また、今後とも配水管布設工事等における耐震管・耐震適合管の採用に取り組み、安全な水道水を安定的に供給することに努める必要があります。

(2) 今後の基本方針

今後の管路をはじめとする水道施設の更新については、水の安定供給を確保するため、引き続き、老朽管の計画的な更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めていきます。

また、小石原川ダムの完成により福岡県南広域水道企業団からの受水量増量に伴い、未普及地域の解消に向けた施設整備の取組を推進していきます。

第4節 下水道

(1) 現状と課題

本市は、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、地域排水処理事業、特定地域生活排水処理事業により、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図っています。

筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業は1995年度（平成7年度）に事業を開始し、2019年度（令和元年度）末の整備率は73.5%です。朝倉市特定環境保全公共下水道事業は、1992年度（平成4年度）に事業認可を取得したことに始まり、2019年度（令和元年度）末の整備率は79.6%です。今後、2025年度（令和7年度）をめどに事業の概成を目指し整備を進めます。あわせて、接続率を高め、下水道普及率の向上にも努めています。

また、公共下水道において、2016年度（平成28年度）よりストックマネジメント計画の策定に取り組み、2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）の実施計画を策定しました。ストックマネジメント計画に基づき、施設の計画的な改築・更新を行っていきます。

農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び地域排水処理事業については、すでに整備を完了しています。農業集落排水施設においては、最適整備構想に基づき機能強化対策事業を継続的に行い、施設の改築・更新を行っています。地域排水処理施設については、美奈宜の杜開発に伴い民間整備された施設で、2005年度（平成17年度）に市に移管されており、接続率も高くなっていますが、今後は、施設の改築更新等の必要があります。個別排水処理施設については、故障箇所を随時修繕し汚水処理機能を確保していきます。

(2) 今後の基本方針

下水道整備については、2015 年度（平成 27 年度）に見直した汚水処理構想により、今後 10 年で未整備地域の概成を目指し整備を進めます。

流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道については、ストックマネジメント計画に基づき、施設の計画的な改築・更新を行っていきます。農業集落排水施設については、最適整備構想に基づき機能強化対策事業を継続的に行い、施設の改築・更新を行っていきます。

個別排水処理施設についても、施設の随時補修等を行い、維持管理に努めます。

また、将来的な公共下水道と農業集落排水施設の接続や未普及解消に向けて、方式にとらわれない整備を推進していきます。

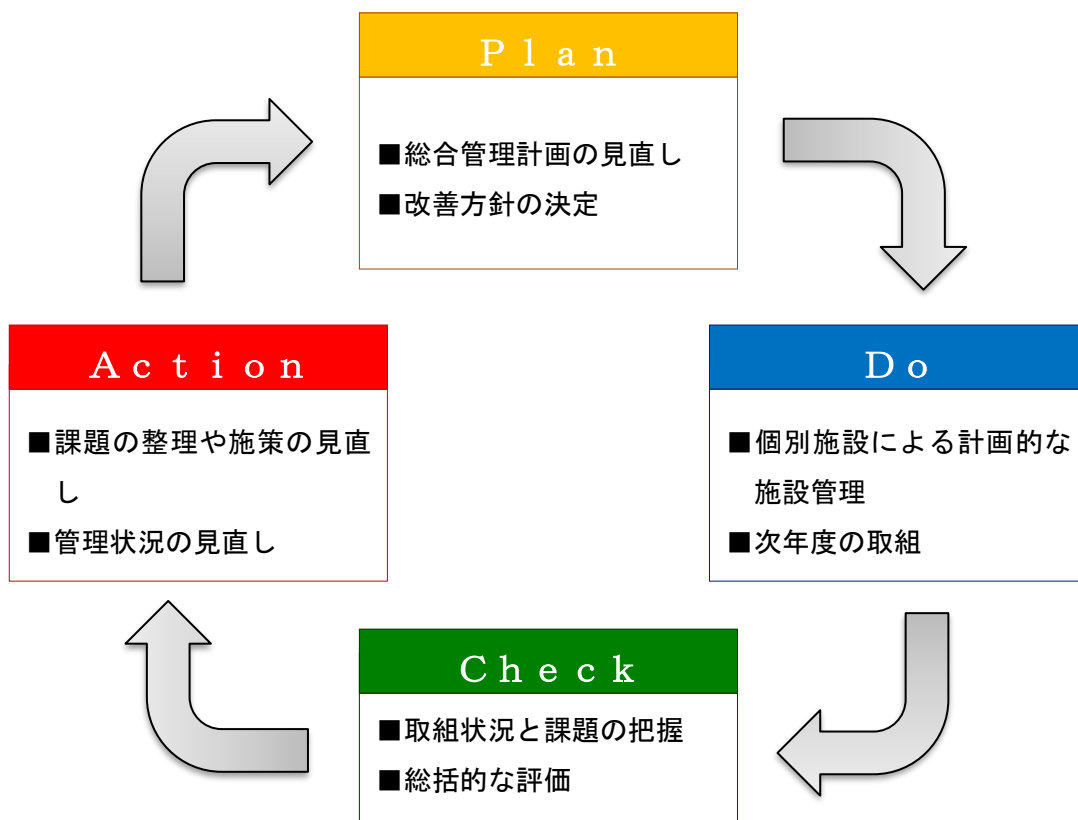
第7章 フォローアップの方針

第1節 計画の進行管理

本計画のフォローアップについては、各施設を所管する課に取組状況を照会し、「朝倉市公共施設等総合管理計画推進事務局」が結果を集約し、「朝倉市公共施設等総合管理計画推進会議」に報告します。

会議での意見を反映しながら、「各施設等所管課」において個別施設計画の策定や進行管理・改善方針を決定し、施設管理につなげていきます。

■計画の進行管理の流れ■



■計画の進行管理の役割分担■

組 織	担 当
朝倉市公共施設等総合管理計画統括管理者	総務部長
朝倉市公共施設等総合管理計画推進会議	全部長
朝倉市公共施設等総合管理計画推進事務局	総合政策課
施設管理	各施設等所管課

第2節 市民ニーズの把握と市民への情報提供

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、市民に正確な情報を伝え、市民のニーズに沿って実行していく必要があります。

このため、市民に対しては、広報やホームページ等を通じて、本計画の推進状況や各公共施設等の更新の方針等の情報を提供していくとともに、アンケート等の手法により、適宜、市民ニーズの把握に努めていきます。



朝倉市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕

2016 年（平成 28 年）7 月策定

2022 年（令和 4 年）3 月改訂

編集・発行 朝倉市 総務部 総合政策課
朝倉市菩提寺 412 番地 2
TEL 0946-22-1111（代表）
FAX 0946-22-1118
<http://www.city.asakura.lg.jp>
